



教職課程受講ガイド

平成26年度入学生用

T a m a g a w a U n i v e r s i t y

for entry
in 2014

教職課程受講に関する問い合わせ先

■窓口取扱時間

月～金曜日 8：30～17：00（平常授業が行われる土曜・祝休日を含む）
*土・日・祝日、大学が定める休日を除く

■連絡先

Tel : 042 (739) 8806 (教職就職に関するることを除く教職全般)
042 (739) 8161 (教職就職に関すること)
Fax : 042 (739) 8857

■教師教育リサーチセンターホームページ URL
http://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/



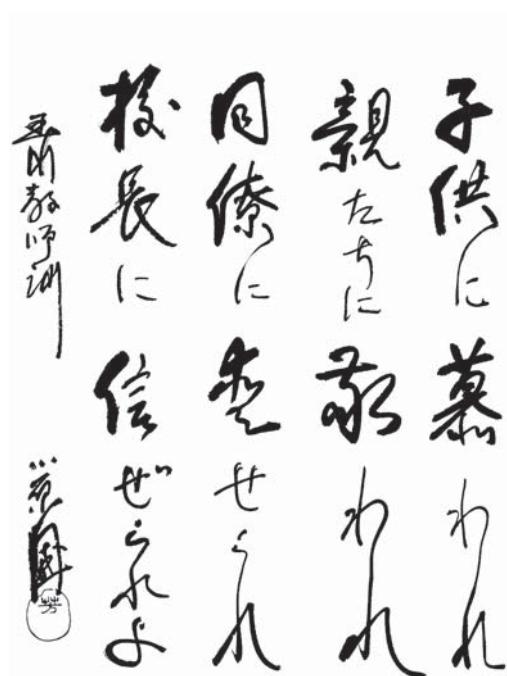
学生要覧●教職課程受講ガイド

目次

本学が目指す『教師像』	2
取得できる教育職員免許状一覧	3
I 本学の教員養成支援	
教師教育リサーチセンターを活用しよう！	6
ダブル免許プログラム	11
教職実践演習と履習カルテ	13
II 教育職員免許状を取得するために必要なこと	
学校の先生になる!!	16
教育職員免許状	17
教師になろう！	18
参観実習	20
介護等体験	21
教育実習	23
教員採用試験	26
III 教育職員免許状取得のための履修案内	
教科に関する科目	32
教職に関する科目	32
教科又は教職に関する科目	33
免許法施行規則66条の6に定める科目	33
● 文学部 34	
教科に関する科目	
・社会（人間学科）	35
・公民（人間学科）	36
・英語（比較文化学科）	37
教職に関する科目	38
教科又は教職に関する科目	39
免許法施行規則66条の6に定める科目	39
● 農学部 40	
教科に関する科目	
・理科（生物資源学科）	43
・農業（生物資源学科）	44
・理科（生物環境システム学科）	45
・農業（生物環境システム学科）	46
・理科（生命化学科）	47
教職に関する科目	48
教科又は教職に関する科目	49
免許法施行規則66条の6に定める科目	49

● 工学部 50	
数学教員養成プログラム	51
教科に関する科目	
・工業（機械情報システム学科）	52
・数学（ソフトウェアサイエンス学科）	53
・情報（ソフトウェアサイエンス学科）	54
・数学（マネジメントサイエンス学科）	55
教職に関する科目	56
教科又は教職に関する科目	57
免許法施行規則66条の6に定める科目	57
● 教育学部 58	
教科に関する科目	
・幼稚園1種・小学校1種（教育学科）	59
・社会（教育学科）	60
・公民（教育学科）	61
・保健体育（教育学科）	62
・幼稚園1種（乳幼児発達学科）	63
教職に関する科目	
・幼稚園1種・小学校1種（教育学科）	64
・中学校1種・高等学校1種（教育学科）	66
・幼稚園1種（乳幼児発達学科）	68
教科又は教職に関する科目	69
免許法施行規則66条の6に定める科目	70
● 芸術学部 71	
教科に関する科目	
・音楽（芸術教育学科）	72
・美術（芸術教育学科）	73
・工芸（芸術教育学科）	74
教職に関する科目	75
教科又は教職に関する科目	76
免許法施行規則66条の6に定める科目	76
● リベラルアーツ学部 77	
教科に関する科目	
・国語（リベラルアーツ学部）	78
・英語（リベラルアーツ学部）	79
教職に関する科目	80
教科又は教職に関する科目	81
免許法施行規則66条の6に定める科目	81
IV 規則	
教職課程履修規則	84
介護等体験に関する規則	86
教育実習に関する規則	88

本学が目指す『教師像』



本学は、

玉川教師訓「子どもに慕われ、親たちに敬われ、同僚に愛せられ、校長に信ぜられよ」を実践できる教師の育成を目指します。

そのために、次の力量を備えた教師を養成します。

- ① 確かな学力と健やかな体を育てる「学習指導力」
- ② 豊かな心を育て自己実現を図る「幼児・児童・生徒指導力」
- ③ ともに高めあうクラスをつくる「学級経営力」
- ④ 新たな学校づくりを推進する「協働力」

取得できる教育職員免許状一覧

		文学部		農学部			工学部			教育学部		芸術学部	ペジメント部
		人間文化学科	比較文化学科	生物資源学科	生物環境システム学科	生命化学学科	機械情報システム学科	ソフトウェアサイエンス学科	マネジメントサイエンス学科	教育学科	乳幼児発達学科	芸術教育学科	リベラルアーツ学科
免許の種類													
幼稚園教諭	1種									●	●		
	2種									●	●		
小学校教諭	1種									●			
	2種	○	○	○	○	○		○	○	●		□	○
中学校教諭	1種	国語											●
		英語		●									●
		社会	●							●			
		音楽										●	
		美術										●	
		保健体育								●			
		数学					●	●					
	2種	理科		●	●	●							
		社会								●			
高等学校教諭	1種	国語											●
		英語		●									●
		公民	●							●			
		音楽										●	
		美術										●	
		工芸										●	
		保健体育								●			
		数学					●	●					
		理科		●	●	●							
		農業		●	●				●				
		情報							●				
		工業					●						

●=自学科開設科目受講により免許取得
 ○=「ダブル免許プログラム」の受講により免許取得
 □=「小学校課程特別履修」の許可により免許取得

I

本学の教員養成支援

教師教育リサーチセンターを活用しよう！

教師教育リサーチセンターは本気で教員を目指すみなさんの総合窓口です。大学8号館1階にあり、実習・介護等体験の手続き、教職ボランティアの紹介、教育職員免許状の申請、教員採用試験対策を中心に教職への就職支援まで一貫してサポートします。また、保育士資格についても同様のサポートを行います。

教師教育リサーチセンターは、卒業の進路として教員を目指す学生の皆さんに対して、教育職員免許状・保育士資格の取得に関わる支援業務ならびに教員・保育士就職を推進することを目的に、2006年4月、玉川大学の附置機関の教職センターとして開設されましたが、さらなる学校教育のための研究活動推進の場とするために、2012年4月より教師教育リサーチセンターと改組されました。

主な業務は次のとおりです。

- (1) 教育実習、保育実習、介護等体験に関わる事項
- (2) 教員・保育士就職に関わる事項
- (3) 教育職員免許状・保育士資格申請に関わる事項
- (4) 教育ボランティアに関わる事項

窓口

教師教育リサーチセンターでは、本気で教員を目指す皆さんを応援しています。教職課程の受講や教員・保育士就職などに関してわからないことがある場合は、遠慮なく教師教育リサーチセンターで相談するようにしてください。

特に教育実習、介護等体験の手続き等については慎重に行わなければならないケースが多々ありますので、自分の判断だけで行動することはせずに、教師教育リサーチセンターと相談をするようにしてください。

窓口の受付時間は下記のとおりです。なお、大学休業日は業務の取り扱いができません。また、質問・相談等は窓口でお願いします。電話による問い合わせは緊急時を除き応じられません。

月～金 8：30～17：00

*土・日ならびに大学が指定する休業日を除く

*手続きは必ず本人が行ってください。友人などが代理で来た場合は受け付けません。

本冊子『教職課程受講ガイド』は、本学で教員を目指すうえで重要な事項について記載されているので、熟読するようにしてください。

また、教職課程の受講に関わる諸手続きは『教職課程受講ガイド』にもとづいて行いますので、ガイダンス受講の際は忘れずに持参するようしてください（窓口での相談・手続きを進める際にも持参すると便利です）。



教師教育リサーチセンター Web サイト

http://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/

学生の皆さんへの連絡

連絡の基本は掲示 & UNITAMA です！

学生のみなさんへの連絡は、大学8号館を中心とした教師教育リサーチセンターの掲示板もしくはUNITAMAで行いますので、各自の責任で必ず確認をするようにしてください。



教職サポートルーム

本学では、本気で教職、保育職を目指す皆さんのキャリア形成支援、教職指導のために、幼稚園、保育園、小学校、中学校での園長・校長経験だけでなく、教育委員会において教育行政に携わった経験をもつ者を実務家教員として迎え、教職サポートルームを構成しています。

実務家教員は、教育実習・保育実習に関する指導だけでなく、教員・保育士採用候補者選考試験対策の企画・講師・支援を通じて、教職・保育職を目指す学生たちの夢を叶えるための相談、支援にあたっています。

また、大学8号館1階の教職サポートルームでは、本学で取得できる教育職員免許状に合わせた検定済教科書・指導書や、教職に関する参考書などを各種取り揃え、実務家教員の指導を受けながら分かりやすい教材研究や指導法の修得に努めるだけでなく、教員を目指す学生たちが空き時間、放課後や長期休暇中を利用して、個人や仲間で教員・保育士就職のための学習はもちろんのこと、模擬授業や共同討議などを繰り返し行い、実践的指導力を身につけています。

ガイダンス・事前指導・講座について

教育職員免許状取得希望者に対して、次の必須のガイダンス・事前指導が行われます。各自の責任において必ず出席してください。なお、詳しい日時・場所は掲示およびUNITAMAで確認してください。

- | | |
|-----------------------|--|
| ■ 教職課程受講に関するガイダンス | (1年生 4月・7月・3月) |
| ■ 介護等体験に関するガイダンス・事前指導 | (2年生 4月～7月、全5回) |
| ■ 教育実習校開拓に関するガイダンス | (教育 2年生 幼 7月、9月)
(教育 2年生 小一高 1月、3月)
(他学部 2年生 3月) |
| ■ 教育実習事前指導 | (幼 3年生春セメスター)
(小一高 3年生秋セメスター) |
| ■ 教育実習直前ガイダンス | (幼 3年生 9月)
(小一高 3年生 3月) |
| ■ 教育職員免許状申請に関するガイダンス | (4年生 7月～1月) |

*欠席は原則として認めません。授業等で欠席する場合は事前(ガイダンス開催前日まで)に教師教育リサーチセンターに届け出してください。事前の申し出なく欠席した場合は、理由にかかわらず以後の申請などは受付しません。

教師教育リサーチセンターでは、本気で教師を目指す皆さんのために、数多くの講座を開いています。どの講座もやる気と実践力が高められるような内容なので、積極的に参加するようにならう！

基本的に事前申し込み制の講座となっていますので、掲示およびUNITAMAに掲載される講座案内をよく確認するようにしてください。なお、講座には無料で開講するものと有料で開講するものがあります。また、記録・広報用としてガイダンスや講座中に写真撮影などを行うこともあります。

教職課程の受講

教育職員免許状を在学中に取得するためには、授業科目の履修登録に加えて、教職課程の受講手続きのために「教職課程受講登録申請書」を教師教育リサーチセンターに提出する必要があります。期限に遅れないように提出してください。なお、「教職課程受講登録申請書」を提出した後に、教職課程の受講を取りやめる場合には「教職課程受講辞退書」を必ず提出してください。また、「教職課程受講登録申請書」を提出された場合、下記の誓約事項に同意ならびに玉川大学が定める個人情報の取り扱いに対して理解したものとみなします。

教職課程の受講登録にあたって

- (1) 教職に就く強い意志をもって、教職課程をすすめています。
 - (2) 連絡先・希望免許状等の届出事項に変更があった場合は、速やかに教師教育リサーチセンターに届け出ます。
 - (3) 掲示等の連絡事項に細心の注意を払い、手続き等をもれなく行います。
- 上記の事項が守れなかった場合、教育職員免許状・保育士資格が取得できなくても異議はありません。

教職課程の受講登録・継続申請

教職課程の受講を希望する学生	教職課程受講登録申請書 を提出してください。 ※ 保証人宛に教職課程受講料を請求します。 提出場所 教師教育リサーチセンター事務室（8号館）
教職課程の受講継続を希望する学生	教職課程の受講登録の継続申請をしてください。 ※ 保証人宛に該当年度の教職課程受講料を請求します。 提出場所 教師教育リサーチセンター事務室（8号館）

- 【注意】・教職課程の受講登録・継続申請を行っていない方は、参観実習、介護等体験、教育実習、教員免許状の申請を行うことはできません。
・提出期間についてはUNITAMAにて指示します。

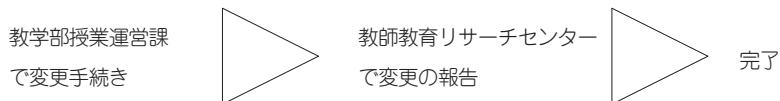
教職課程の受講辞退

セメスター途中での自己都合による教職課程の受講辞退は、参観実習、介護等体験、教育実習などの学外実習の受け入れ先に非常な迷惑をかけるので行わないことが前提です。ただし、やむを得ない事情で教職課程の受講を取りやめる状況が生じたら、至急、所属する学部学科の教職担当の先生ならびに教師教育リサーチセンターまで申し出てください。勝手に辞退の連絡をするなどの行為は絶対にやめてください。

連絡先の変更

教師教育リサーチセンターに登録した事項（氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、取得希望教育職員免許状等）に変更が生じた場合は、下記のとおり手続きを行ってください。

■ 氏名・住所・電話番号・携帯電話番号等に変更があった場合



■ 取得希望教員免許状に変更があった場合



教職課程受講料

本学の教職課程は登録制をとり、4年間を見通した指導・支援を行っています。特に教育実習や介護等体験に関しては、実習や体験を行う前年度から授業だけでなく、授業外でもきめ細やかな事前指導を行っています。さらに、最終目標である教員採用試験の合格に向けて、1年生の段階から各種講座・個別指導を実施しています。

ここに示す教職課程受講料（例）は、上記に係る費用の一部を受益者負担していただくものです。なお、取得を希望する教育職員免許状の種類により金額が異なりますので、具体的な金額や納入方法については別途指示をします。

【例】教育学科に在籍をして小学校教諭と幼稚園教諭の免許状取得希望者の場合

年次	金額	予定している内容
1	10,000円	参観実習、教職講座、教員採用模擬試験等
2	20,000円	介護等体験、論作文等講座、教員採用模擬試験
3	30,000円	実習事前指導、論作文・面接対策等講座、教員採用模擬試験
4	30,000円	現場実習・事後指導、フォローアップ、論作文・面接対策等講座、教員採用模擬試験

※ いったん納入した受講料は返金できません。なお、受講料は、経済状況の変動により今後改定されることがあります。

教育職員免許状の申請・授与

教育職員免許法に定められた諸条件および本学の履修条件を充足し、各該当の教育職員免許状の授与資格を得た者は、所定の手続きにより東京都教育委員会へ申請して、免許状が授与されます。

本学では、大学で申請書類をとりまとめて東京都教育委員会に申請する「一括申請」の方法をとっています。

ただし、ガイダンスに欠席した場合や免許状申請に必要な条件が充足されなかった場合には、一括申請はできません。この場合、個人で申請の手続きを行い、免許状を受け取ることになります。

■申請に際しての必要経費

申請免許状	合計	内訳	
		(免許状申請手数料)	(事務経費)
1件	4,700円	3,300円	1,400円
2件	9,400円	6,600円	2,800円
(例えば、高等学校1種・中学校1種／小学校1種・幼稚園1種)			
3件	14,100円	9,900円	4,200円
(例えば、高等学校1種・中学校1種・小学校2種)			

保険への加入

教職課程の正課の学外実習（参観実習、介護等体験、教育実習、保育実習）中に怪我をした場合（させた場合）などに備えて、玉川大学では下記の保険に加入しています。

- 学生教育研究災害傷害保険
- 学研災付帯賠償責任保険

これらは、大学で一括して加入していますので、特別な手続きや改めて保険料を支払う必要はありませんが、教育現場を始めとして各自が個人で行うボランティア活動は対象外となりますので注意してください。

健康管理

日ごろから心身の健康には注意し、万全のコンディションで実習などに取り組むようにしましょう。健康を維持するためには『栄養バランスの取れた食事』『適度な運動』『十分な睡眠』が大切です（健康の3原則）。

体調が優れず、咳・くしゃみが出たら『咳エチケット』を守り、周囲へ配慮する必要があります。また、風邪などの場合は、外出を控えて休養に専念するようにしましょう。実習についても事前に欠席の連絡を入れるなどの対応が必要になります。体調が悪いにもかかわらず無理をすると、実習先に迷惑をかけることになりますので注意が必要です。

麻疹（はしか）やインフルエンザなどの感染症への対策も各自でしっかりとしましょう。特にインフルエンザなどへの対策は手洗いが効果的です。外出後や食事の前には手を洗いましょう。

なお、学外で実習など（参観実習、介護等体験、教育実習、保育実習、ボランティア）を行う場合には、受け入れ側から感染症への対策の証として、ワクチン接種ならびに抗体を有することの証明を求められることがありますので、その際は、指示に従い確実に対応してください。

ダブル免許プログラム

本プログラムは、本学通学課程に在学する3年次の学生（教育・芸術学部生を除く）に通信教育部（教育学部教育学科）で、小学校教諭2種免許状取得に必要な科目単位を履修することにより従来は通学課程を卒業後に改めて通信教育部に入学しなければ修得できなかった科目を、在学中に修得できるように特別に設けられたプログラムです。また履修する科目単位も、所属する学部で中学校および高等学校教育職員免許状を取得することを根拠に通常の課程に比べて軽減された科目単位の教育課程になっています。

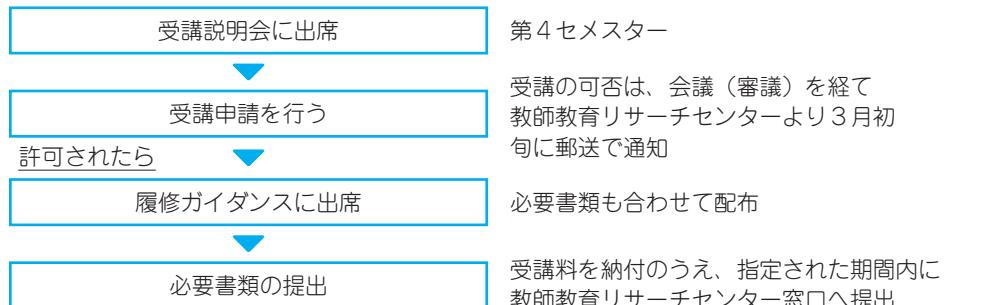
※芸術学部は小学校課程特別履修により取得可能

●受講資格

受講するには、次の要件を充足することが必要です。

- (1) 通学課程（教育・芸術学部生を除く）において、中学校および高等学校の教育職員免許状取得のための両教職課程を履修していること
＊何らかの理由により所属学部における教職課程が履修不可となった場合は、本プログラムの履修継続も不可とする
- (2) 第4セメスターまでに累積修得単位が62単位以上であること
- (3) 第4セメスターにおける累積GPAが2.80以上であること
- (4) 学部学科による審査で受講を認めたものであること

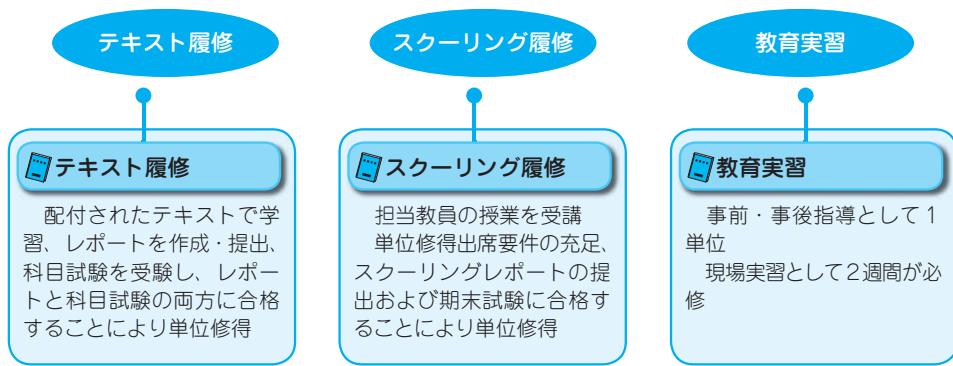
●受講手続きの手順



*第4セメスターにSAE海外留学・研修プログラムへの参加を考えている者は、事前に所属学科の教職担当教員に相談を行うこと。

●単位修得について

- (1)通信教育部で修得した単位は、セメスターの上限単位に含まれません。
- (2)通信教育部で修得した単位は、卒業単位に算入することができます。
- (3)次の方法で学修していくことで、単位を修得できます。



■ダブル免許プログラム履修科目

系列	科 目 名	単位	1 年 目	2 年 目
教科に関する科目	(教科) 国語	2	1科目2単位を選択。 テキストまたはスクーリング履修	1年目に選択した科目を除き、 1科目2単位を選択。 テキスト履修"
	(教科) 社会	2		
	(教科) 算数	2		
	(教科) 理科	2		
	(教科) 生活	2		
	(教科) 音楽	2		
	(教科) 図画工作	2		
	(教科) 家庭	2		
	(教科) 体育	2		
教職に関する科目	教育課程編成論	2	5科目10単位を選択。ただし 2年目までに音楽・図工・体育 科指導法を含めること。 (最低2科目4単位スクーリン グ履修)	必修（テキスト履修）
	国語科指導法	2		1年目に選択した科目を除き、 1科目2単位を選択。ただし2 年目までに音楽・図工・体育 科指導法を含めること。 テキスト履修
	社会科指導法	2		
	算数科指導法	2		
	理科指導法	2		
	生活科指導法	2		
	音楽科指導法	2		
	図工科指導法	2		
	家庭科指導法	2		
	体育科指導法	2		
道徳教育の理論と方法	道徳教育の理論と方法	2	必修（テキストまたはスクー リング履修）	—
	特別活動の指導法	2	—	必修（テキスト履修）
	教育の方法と技術	2	必修（テキストまたはスクー リング履修）	—
	児童理解と教育相談	2	—	必修（テキスト履修）
教育実習	教育実習	3	事前指導受講（必修）	現場実習（必修）
	履修単位数合計	29		

- (1)「教育実習」では1年目に教育実習事前指導の受講を必修とする。
- (2)2年目に「教育実習（現場実習）」を行うためには、事前指導を受講すること、および1年の登録科目をすべて修得済みであることが必要。なお、現場実習は2年目の秋学期に実施することを標準とする。したがって、4年次春学期までに、本科における教育実習・介護等体験を終了とする。
- (3)「教育実習」は3単位履修（現場実習2週間）とする。

受講手続きや学習活動中における諸手続きについては、別途資料を配付します。

教職実践演習と履修カルテ

「教職実践演習」は、教育職員免許法施行規則の改定に伴い最終セメスターに開講される科目で、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための総まとめとして位置づけられた科目です。この科目では、これまで以上に教員としての資質が問われる内容となっています。

なお、「教職実践演習」の履修に際して、「履修カルテ」を作成する必要があります。

履修カルテとは

1 目的

皆さんが教育職員免許状を取得するために履修した科目の中で、何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのか自分で考えるための手がかりにもらうためのものです。

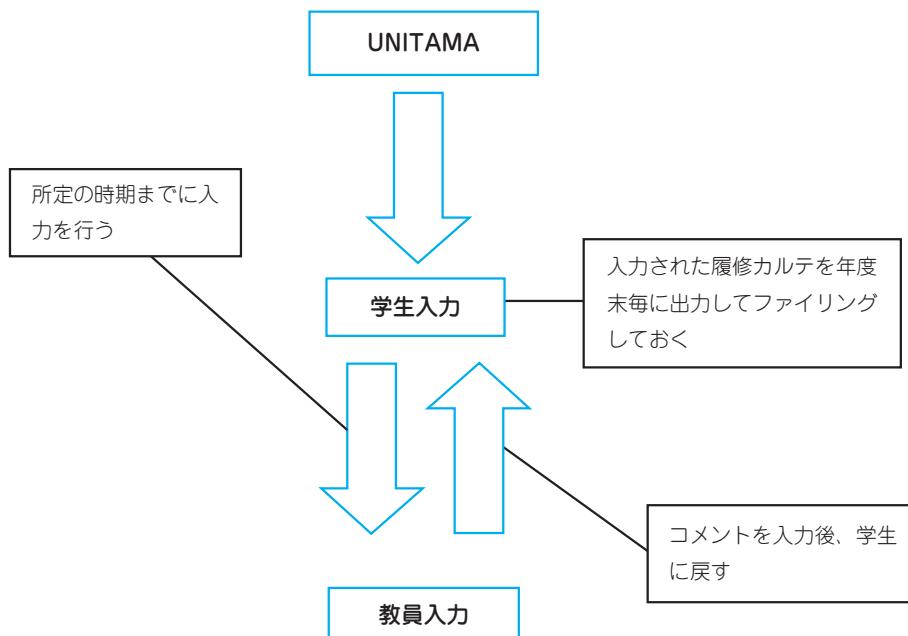
2 作成時期

教職課程の履修科目の受講を始めてから教育職員免許取得まで、継続して作成します。

3 内容

「1. 教職課程科目履修状況／資格・検定等取得状況」（教職課程科目履修状況等）、「2. 教職課程科目受講後のふりかえり」（教職に関する科目・教科に関する科目・教科又は教職に関する科目・66条の6に定める科目）、「3. 体験型学習のふりかえり」（インターンシップ・教育ボランティア等）、「4. 教育実習のふりかえり」、「5. 総括的な自己評価」（教職科目GPA・年度のふりかえりと今後の課題等）より構成されます。

4 作成手順



Ⅱ

教育職員免許状を取得 するために必要なこと

本学では経営学部・観光学部を除くすべての学部・学科に教職課程が設置されています。
教職課程の受講を行い、所定の科目の単位をすべて修得すると、卒業と同時に教育職員免許状を取得することができます。

学校の先生になる!!

学校の先生になるためには、①教育職員免許状を取得する、②教員として採用される、という2つの大きなハードルがあります。

学校種別

学校を運営別に分けると、以下の3つに区分されます。

- (1) 公立：各都道府県や自治体
- (2) 私立：民間
- (3) 国立：平成16年4月より独立行政法人「国立大学法人」の運営

これらの学校では、採用基準も異なれば、働く教員の立場や待遇など違う部分もたくさんあります。

単純に教員数で比較をしてみても、公立が全体の90%以上を占め、私立は10%弱、学校数自体が少ない国立大学法人で働く教員にいたってはわずかに1%、という数字です。ここでは、公立と私立の「教員」に焦点を当てて、その違いを比較していきます。

採用の違い

(1) 公立の場合

各都道府県が政令指定都市が実施する教員採用試験に合格することが必須です。

合格者の中から採用が決定しますが、必ずしも希望する学校に配属されるとは限りません。

(2) 私立の場合

個別の学校単位で行われている「採用試験」に合格することが必須です。

また、各地域にある私学協会に登録し、採用候補者になる方法や、大学に届いた求人票から応募する方法等もあります。

欠員補充のケースが大半で、希望する学校から常に求人があるとは限りません。

*学校とはいえ、私立学校は一般企業のようなものです。採用数も採用時期も、採用の方法も学校・校種（特に幼稚園）によって異なりますので、公立学校の教員になることに焦点を当てて解説を進めます。

教育職員免許状

教育職員免許状は、文部科学省から教職課程の認定を受けた大学で所定の単位を修得した者に対して、各都道府県の教育委員会が授与するものです。

教育職員免許状を取得するためには、基礎資格を満たし、教育職員免許法に定められている科目に基づいた本学の指定する科目的単位を修得する必要があります。

また、教育職員免許状を取得しただけでは、教員として就職することはできません。公立学校の場合、都道府県教育委員会（および一部の政令指定都市）で行う、教員採用候補者選考（教員採用試験）を受験し、合格（名簿登載）しなければ、採用されませんので十分注意してください。

教育職員免許状を取得するための条件（1種免許状）

- (1) 学士の学位を有すること
- (2) 次の4つの分野に大別される、それぞれの免許種類ごとに定められた所定の要件を満たすこと

教科に関する科目

各教科等の指導をするうえで基礎となる専門的な知識や技術を養う科目群

教職に関する科目

教員としての専門性を養う科目群

教科又は教職に関する科目

各自の志向にしたがって、教員としてのオリジナリティを養う科目群

免許法施行規則66条の6に定める科目

教員としての基本的な資質を養う科目群

*履修にあたっては、該当のページをよく確認し、十分に注意してください。

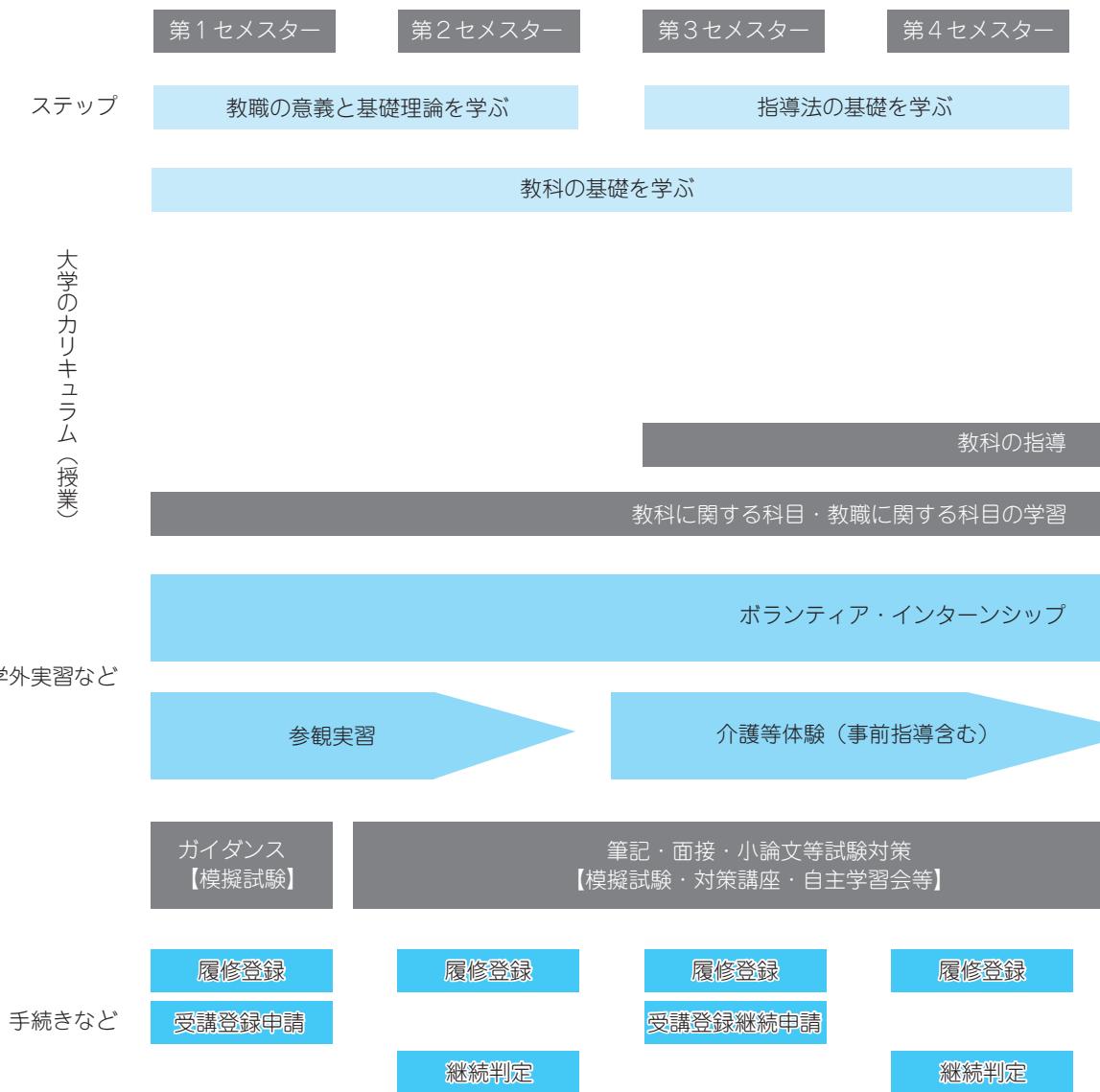
- (3) 介護等体験（小学校および中学校教諭普通免許状）

小学校および中学校教諭普通免許状取得にあたっては、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護等体験を行う必要があります。

教師になろう！

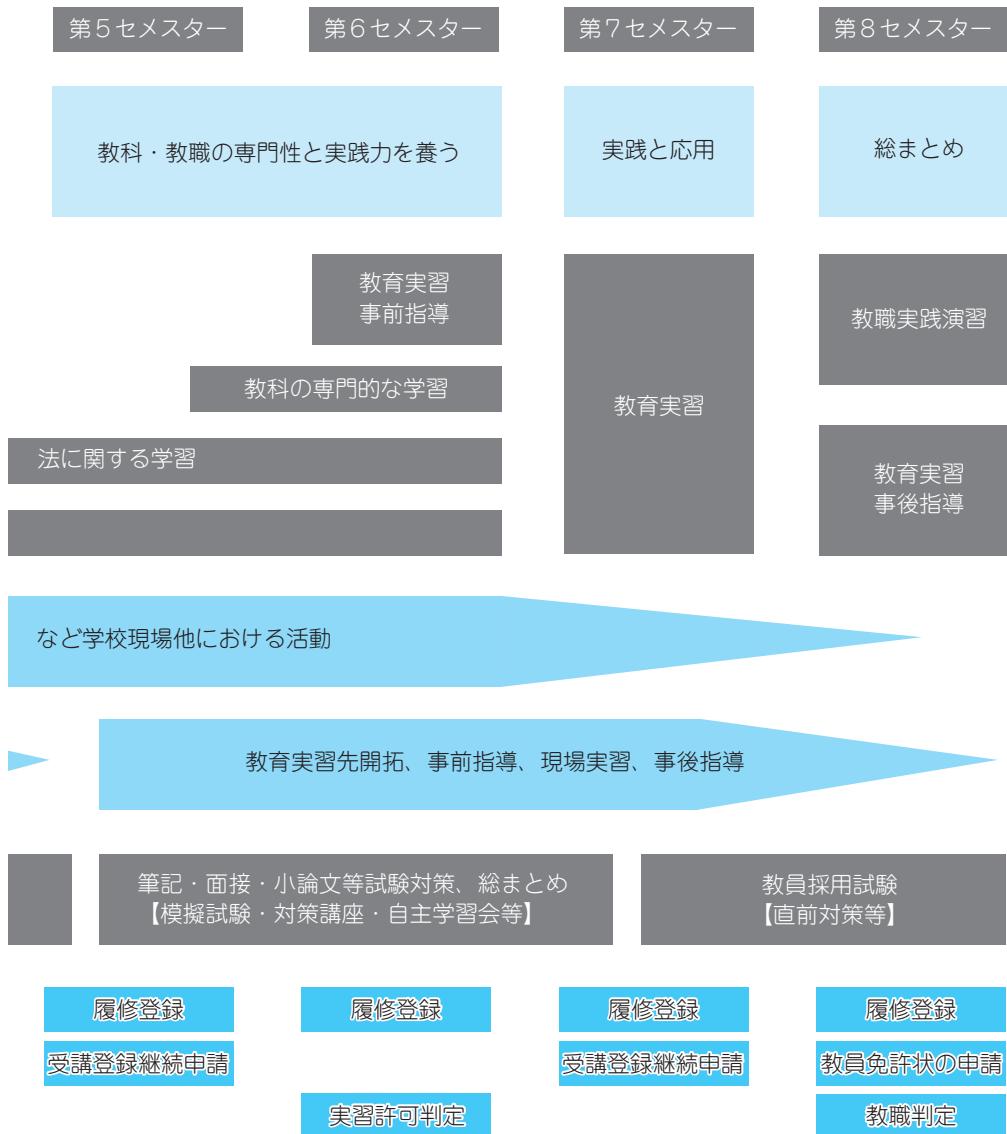
本学の教員養成プログラム

教師になるまでの流れを知ろう！



幼稚園・小学校・中学校・高等学校の先生になるためには、「教育職員免許状」（教員免許状）が必要になります。教員免許状は多くの大学で取得することができますが、本学では、教師教育リサーチセンターが4年間を見通した教員養成支援を行っています。4年間の流れを見てみましょう。

- ※ 本学で取得可能な免許状の種類は学部・学科により異なります。
- ※ 経営学部・観光学部には教職課程が設置されていません。
- ※ このチャートはイメージであり、学部・学科や取得する免許状により一部異なる場合があります。



参観実習

参観実習とは、教育現場の現状把握ならびに進路選択の機会として、全学の教員志望者が1年生で受講します。

参観実習の趣旨

参観実習は、取得希望の校種・教科に合わせて、大学近隣の幼稚園・小学校・中学校に赴いて授業の様子をただ参観するというのではなく、“教える立場”で学校の1日を体験することで、大学の授業で学ぶ理論が実際の教育現場でどう生きるのかを身をもって知ることができ、教職課程の学習に対するモチベーションの向上につながります。また、その後の教育ボランティア等に対する事前学習の効果もあります。

参観実習に関する心構え

参観実習は、“教える立場”で学校の1日を体験しますので、ただ学校現場に行けば良いものではありません。参観実習に先立って行われる事前指導に出席をし、必要な書類の提出を行うことはもちろん、参観実習当日も学生気分でなく、教員を目指す者としての十分な自覚をもって臨んでください。また、当然ですが、受け入れ校・園の教職員の方々の指示に従い、勝手な判断や行動は絶対に慎んでください。

参観実習の概要

1. 対象

教職課程を履修している1年生

2. 日数

幼稚園・小学校・中学校・保育園のいずれか1日（終日）

3. 時期

1年次秋セメスター（10月後半から11月中旬）に実施

4. 費用

学校までの交通費、給食代等の実費は各自が負担します。

介護等体験

介護等体験は、教員志願者が個人の尊厳および社会連帯の理念に関する認識を深めるために、障害者・高齢者などに対する介護・介助・交流等の体験を行う機会です。

介護等体験の趣旨

介護等体験は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）により、小学校・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に義務づけられています。

同法では、介護等体験とは「『障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験』であり、『義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から』体験が義務付けられています」（第1条）と記載されています。

介護等体験に対する心構え

介護等体験は、教育職員免許状（小学校および中学校）の取得を目指す学生にとって欠かすことのできない要件となっていますが、介護等体験を受け入れる特別支援学校や社会福祉施設等の現場は、皆さんに介護等体験の諸活動を通して対人援助の実際・人権尊重や関係形成の重要性を感じてもらうだけでなく、その目的や本来的役割等について理解を深めることを求めています。

したがって、皆さんは社会で重要な役割を担っている特別支援学校や社会福祉施設での体験において、現場を混乱させることのないよう前もって準備することが求められます。大学としては、事前指導として位置づけているガイドラインや講義出席を満たさない者、必要な書類の提出を行わない者、体験先を不安にさせないよう義務づけている麻疹抗体検査証（陽性）を提出しない者等は、特別支援学校や社会福祉施設に派遣できないと判断します。

なお、介護等体験を行うにあたり、下記の事項を強く意識してください。

- (1) 学生気分でなく、教員を目指す者としての十分な自覚をもって臨むこと
- (2) その日、その日の目標と目的を持ち、受身的ではなく、主体的・積極的に行動すること
- (3) 真剣に、誠意と熱意と敬意をもって臨むこと
- (4) 学校・施設の教職員の方々の説明をよく聞き、指示に従って行動し、勝手な判断で行動しないこと
- (5) 行動は落ち着いて冷静に、かつ迅速に。利用者にはにこやかに優しく接すること

介護等体験の概要

1 対象

- 教職課程を履修している2年生。
- *乳幼児発達学科に在籍する学生ならびに取得希望の免許状が幼稚園または高等学校のみの場合は必要ありません。
 - *当該学年においてSAEに参加する学生ならびに農学部生物環境システム学科の学生は、3年生で体験を実施します。

2 体験日数

本学では法令で定められている7日間の体験について、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間で行います。

3 体験内容

具体的な体験内容については、受け入れ側に任せていますが、一般的には、介護・介助の他、高齢者や障害者の話し相手、散歩の付き添いなどです。

4 体験時期

8月初旬～翌年3月の期間に行います。なお、具体的な体験日は、受け入れ施設・学校、社会福祉協議会・教育委員会・他大学との兼ね合いなど、さまざまな条件を総合して調整されるものです。皆さんのが体験日を指定することはできません。

5 体験料等

体験料、ならびに諸経費は教職課程受講料に含まれています。

教育実習

教育実習では、皆さん一人ひとりが「社会人」として見られ、「先生」と呼ばれます。自覚と責任のある行動をするようにしてください。

また、教育実習の実施までには、数多くの手続きや連絡を確実に行う必要があります。実際の手続きについては教師教育リサーチセンターからの指示を元に各自で責任を持って行ってください。勝手な自己判断による行動や、手続きに漏れ等が生じた場合、教育実習の受講ができなくなることもあります。

教育実習とは、教育職員免許状取得のための必修科目です。通常の講義科目とは異なり、教育の現場において一定期間「教員としての実務」に就くことを中心に、ガイダンスや事前指導を受講し、所定の要件をすべて満たして初めて単位を修得することができます。

大学在学中に、関係する科目の学修をしていても、無資格でありながら授業を担当する機会を与えられ、専門職と同等の経験ができる「現場実習」は教職課程以外にはありません。また、その対象は日々成長、発達をとげつつある幼児・児童・生徒ですから、甘えや怠慢が許されるはずはありません。意識の上ではひとりの教師・社会人としての覚悟が必要です。その意味では、卒業後の進路がたとえ教職の道でなくとも、社会のどの分野に進んでも役立つ“インターナシップ”という側面を持っています。

教育実習の心得

教育実習は、特殊できわめて重要な科目です。実習校だけではなく、都道府県および市区町村の教育委員会との対外的な関係もあります。

また、現場実習では、幼児・児童・生徒から「先生」と呼ばれるという特殊な立場もあり、幼児・児童・生徒に対する影響も大きいということを決して忘れないでください。さらに、実習校・園では、他大学からの実習生と比較されたうえで、本学の学生として評価されることも、しっかり心得ておいてください。

教育実習の目的

教育実習は、大学で学んだ教育に関する知識・技術を、教育の現場で実際に学び、直接肌で感じ、身をもって検証する機会です。校長・園長先生をはじめとする多くの教職員の指導を受けながら、「先生」と呼ばれるという立場で経験することになります。

これは単に教師の仕事の「見習い訓練」をするのではなく、幼児・児童・生徒への教科の学習や、さまざまな行事やクラブ活動等の課外活動を支援する教師としての役割を体験し、幼児・児童・生徒たちとの理解をふまえた交流の在り方を模索し、学校という社会的制度の維持運営の課題を認識するなど、公教育に関して実践的・多面的に学ぶことを目的とするものです。

また、この現場実習を通じて、教師としての適性を判断したり、教職を志望していくうえでの課題をつかんだりすることもきわめて重要となります。

時期と日数

免許状の希望				実習校種	時 期	日 数
幼稚園	小学校	中学校	高等学校			
●				幼稚園	3年次:第6セメスター 4年次:第7セメスター	2週間10日ずつ
●	●			幼稚園 または 小学校	5月初旬～6月末 日	4週間20日
	●			小学校		
		●		中学校	同上（注）	教育学部は原則 4週間20日、 他学部は3週間 15日以上
		●	●	中学校 または 高等学校		教育学部は原則 4週間20日、 他学部は3週間 15日以上
			●	高等学校		2週間10日以上

*実習校から上記以外の時期を指定された場合は教師教育リサーチセンターに相談すること

*教育学部のサブ免（小・中・高）もしくはダブル免許特別プログラムの実習については、

①実習時期はともに第8セメスターとする

②実習期間はともに原則2週間10日とするが、地域・学校により異なるケースもあるので注意すること

*教育学部のサブ免（幼）の実習については第6セメスター（2週間10日）とする

（注）芸術学部芸術教育学科においては、3年次：第6セメスターにおいて実施する

教育実習の進め方

1 実習校・実習園の決定

(1) 幼稚園

原則として、本人の希望を基に大学が配当します。

詳細は、教育実習園開拓ガイド（2年次・3年次）にて説明します。

(2) 小学校・中学校・高等学校

教育実習と教員採用は密接に関連しているため、自分が教員として働きたいと思う学校種・地域（教員採用試験を実施している都道府県ならびに政令指定都市）で行うのが望ましいでしょう。

ただし、地域によっては、出身校での実習を禁止する学校や、卒業生以外受け入れ不可の学校がありますので、各自で確認する必要があります。

なお、東京都の公立学校、また横浜市立小・中学校、川崎市立小・中学校、相模原市立小・中学校の実習希望者は、大学で取りまとめて申請を行います。

詳細は、3年次春に行う教育実習園開拓ガイドにて説明します。

2 実習までのスケジュール

教育実習校・実習園開拓ガイダンスを受講

幼：第4セメスター
小・中・高：第5セメスター
※芸術学部芸術教育学科は第4セメスター

教育実習校登録票・調査書を記入の上、
教師教育リサーチセンターへ提出

事前指導

現場実習に必要な心得、現場での実習への取り組み方、指導法等、実践に則してレクチャーします。

現場実習

実習校・園の教員の指導を受けながら、指導案を作成。授業の展開や幼児・児童生徒たちとのコミュニケーションについて、体験を通して学びます。

事後指導

実習の成果をレポートにまとめ、実習体験を通して得たものを、自らの生きた知識として定着させます。

3 留意事項

教育実習は「教育」の実習ですから、「授業」の実習だけでなく、あらゆる教育の仕事について実習します。その勤務は教育実習の手引きに従い厳正でなければなりません。

実習生は実習校・園の方針に基づいて行動しなければなりません。ひとりよがりの考え方や行動によって、実習校・園の幼児・児童・生徒に影響を与えることは許されません。

実習生はそれぞれクラスに配属されます。実習中は「幼児・児童・生徒理解」を深め、人間的接触の機会を多くもつよう努力しなければなりません。特別活動にも積極的に参加すべきです。

実習生は授業を担当するたびに学習指導案を作成します。その作成にあたっては、実習校・園の指導教諭の指導を受けなければなりません。授業終了後は進んでその指導を受け、的確な反省を行い、次の授業運営の向上を目指さなければなりません。

実習生は日々の勤務や仕事の内容を「実習日誌」に詳細に記録し、実習校・園の指導教諭に提出しなければなりません。

教員採用試験

教員免許状を取得しただけでは教員として働くことはできません。「教諭」として教壇に立つためには、公立・私立を問わず採用試験（選考）に合格する必要があります。

教員採用試験に向けて、最新かつ正しい情報を入手することが大切です。ぜひ、積極的に教職サポートルームを活用してください。また昨今の教員採用試験では「教師の資質」が厳しく問われており、面接等に選考の重きを置く「人物重視の傾向」が年々強まってきていますので筆記試験の勉強だけでなく日々自分を磨く努力をしましょう。

公立学校

公立学校における教員採用試験は、正式には「教員採用候補者選考試験（検査）」といい、さまざまな試験を実施して、教員の候補者として適した人材を選抜する試験です。多くの課題を抱える近年の学校教育においては優れた教師の確保が重要となっており、最近の教員採用試験では人物を重視する傾向にあります。

教員採用数と競争率

現在の教員採用試験は、2018年頃を境に減少期に入していくことが予想され、競争率も下げ止まり傾向にあります。

採用状況は地域差が大きく、毎年発表される各自治体の採用者数や競争率を確認するようにしましょう。

こうした地域間格差に加え、校種間でも競争率には大きな差が生じています。小学校の競争率は下げ止まり傾向にあるものの、中学校の現在の競争率は全国平均で7倍程度に緩和されています。これに対し高等学校は教科にもよりますが依然として9倍程度の厳しい競争が続いています。

いずれにせよ、採用試験を突破するには、計画的な準備と情報収集、そして効率的な試験対策が必要です。

教員採用試験の内容

教員採用試験は基本的に1次試験と2次試験で構成されています（一部の県・政令指定都市は1次・2次の区別なし）。筆記試験中心の1次試験で受験生を最終合格者の1.5倍～3倍まで絞り込み、1次試験に合格した人だけが、面接や論作文、実技中心の2次試験に進むことができます。

1次試験は毎年、7月に行われています。北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州のブロックごとに同じ日に実施されるのが特徴です。もちろん、日程が重複しなければ、いくつかの都道府県ならびに政令指定都市（以下自治体）を併願することもできます。

2次試験は8月上旬～9月末にかけて行われます。試験の内容は、主に面接試験や論作文試験、実技試験が行われますが、自治体によっては教養試験や専門試験を実施する場合もあります。試験の結果は9月中旬～10月中に発表され、合格（最終合格）すると「教員候補者名簿」

に登載されます。

採用試験では、次のような内容が1次試験と2次試験に振り分けられて実施されています。ただし、自治体ごとに形式や傾向は異なるので注意してください。

試験名	試験内容
筆記試験	教養試験と専門試験が行われます。教養試験は、教職に関する知識を問う教職教養と、一般的な知識を問う一般教養からなります。また専門試験は、志望する校種・教科に関する内容について出題されます。
論作文試験	教育論や実践的な指導方法のテーマを課し、受験者の人物像や教師としての考え方・資質を評価します。
面接試験	個人面接・集団面接・集団討論・模擬授業・場面指導など、さまざまな形態で行われます。最近は教員としての資質能力を兼ね備えているかを重視する傾向にあり、面接試験のウェートが大きくなっています。そのため、2~3回面接を行ったり、模擬授業や場面指導を取り入れたりして、受験者の人物像や教師としての資質能力を多角的に評価します。
実技試験	小学校の音楽や体育、中学校・高校の英語・音楽・家庭・保健体育・工業・商業などの教科・科目で行われます。その教科・科目に関わる基本的な技術・技能を有しているかを判断します。
適性試験	教員の資質として要求される諸々の特性について、客観的に調べるために実施されます。主に、クレベリン検査・Y-G性格検査・MMP-I（ミネソタ多面人格目録）などが用いられます。

試験の合格と採用

教員採用試験は、試験結果の上位者から順に「教員候補者名簿」に登載され、教員需給を調整した上で候補者名簿の中から採用内定が出されます。したがって、最終合格者数が教員需要数を上回った場合は採用されないことになります。ただし、候補者名簿は1年間有効ですので、採用されなかった場合でも、その期間内に教員の欠員が生じたときには採用されることがあります。しかし、採用がなかった場合は、次年度の試験を再受験しなければなりません。最近では、その年度の採用試験において候補者名簿に登載されながら採用されなかった者に対して、次年度の1次試験を免除するといった特別な措置をとる自治体が増えてきています。

なお採用内定者については、市区町村教育委員会や校長による面談を行った後、本採用・赴任校が決定します。

私立学校（園）

私立学校（園）における教員採用試験は、校種や自治体によって異なりますので、希望する学校（園）の求人があるのか、求人があるのならどんな選考試験を行うのか、ホームページ等から情報を収集しなければなりません。また教師教育リサーチセンターに届いた求人票から、情報収集するのも良いでしょう。いずれにしても、公立学校のように定期的に採用があるのでなく、欠員が出た場合の補充採用となりますので、積極的に行動することが必要です。

*私学適性検査の受検が必須の場合、学校（園）が独自で行う採用試験とは別に、私学適性検査を受検しなければなりません。

本学の教員採用試験対策

実施月	講 座	対象学年			
		1年	2年	3年・院生	4年・院生
4月	教員採用模擬試験（首都圏近郊・自治体別）		○	●	●
	保育士就職模擬試験		○	●	●
	私立教員就職ガイダンス（小・中・高）				●
4月～5月	教員採用模擬試験（主に地方向け）		○	●	●
	公立学校教員採用選考 学内説明会 (東京都、神奈川県・相模原市、横浜市、川崎市、埼玉県、茨城県、 堺市等)	●	●	●	●
	かながわティーチャーズカレッジ 学内説明会（神奈川県）	●	●	●	○
	さがみ風っ子教師塾 学内説明会（相模原市）	●	●	●	○
	教職課程基礎講座（一般教養・模擬試験を含む）	●			
	教員採用試験「直前対策講座」				●
	教員採用模擬試験（全国公開模擬試験a）				●
6月	教員採用試験対策講座I（就職ガイダンス）		○	●	
	保育士採用試験対策講座I（就職ガイダンス）		○	●	
	学習スタートガイダンス・学内講座説明会（各学年向け）	●	●	●	
	アイ・カレッジ 学内説明会（横浜市）	●	●	●	
	教員採用試験対策講座VI（一次試験面接対策）				●
	幼稚園教諭・保育士・福祉職直前就職ガイダンス				●
7月	教員採用試験対策講座II-1（論作文・基礎）				●
	保育士採用試験対策講座II-1（論作文・基礎）				●
	公立保育士試験直前対策ガイダンス		○	●	
7月～8月	教員採用試験対策講座VII（試験直前）				●
	保育士採用試験対策講座VIII（試験直前）				●
	筆記試験対策「一般教養A（人文・社会）」	●	●	●	○
	筆記試験対策「一般教養B（数学・理科）」	●	●	●	○
	夏期実技集中講座「幼稚園教諭・保育士コース」	○	○		●
9月～10月	教職教養対策講座		○	●	
	筆記試験対策「専門教養（小学校等）」		○	●	
	教職Web講座「教職・一般・専門等」（～翌年7月）	●	●	●	
	教員採用試験対策講座II-2（論作文・実践）（～3月）				●
	教員採用試験対策講座III-1（面接・基礎）				●
	教員採用試験対策講座III-2（面接・基礎）（～2月）				●
	保育士採用試験対策講座II-2（論作文・実践）（～3月）				●
	保育士採用試験対策講座III-1（面接・基礎）				●
	保育士採用試験対策講座III-2（面接・基礎）（～2月）				●
	最新動向ガイダンス・学内講座説明会（2年向け）		●		
	教員採用試験対策講座IX（登載者対象）				●
	保育士採用試験対策講座IX（登載者対象）				●
11月	東京教師養成塾 募集説明会（東京都）《教育学部対象》	●	●	●	
	公立学校教員採用選考（秋季）学内説明会 (東京都、横浜市、さいたま市等)	●	●	●	●
	教員採用模擬試験（プレイバック模擬試験）				●
	最新動向ガイダンス・学内講座説明会（3年向け）				●
	教員採用模擬試験（トライアル模擬試験）	●	●		

実施月	講 座	対象学年			
		1年	2年	3年・ 院生	4年・ 院生
12月	「教育新聞」読み方セミナー	●	●	●	●
	過去問ワークショップ			●	
	県別学習相談会			●	
	公立学校教員採用選考〈冬季〉学内説明会 (神奈川県、川崎市、相模原市)	●	●	●	●
	ふじさわティーチャーズカレッジ 学内説明会(藤沢市)	●	●	●	●
2月	教員採用試験対策講座Ⅳ(集中講座)		○	●	
	保育士採用試験対策講座Ⅳ(集中講座)		○	●	
	教員採用模擬試験(全国公開模擬試験b)	○	●	●	○
	保育士就職模擬試験	○	●	●	○
	教員採用試験対策講座Ⅱ(論作文・基礎)			●	
3月	保育士採用試験対策講座Ⅱ(論作文・基礎)			●	
	教員希望者直前就職ガイダンス(希望地調査)幼小中高			●	
	保育士希望者直前就職ガイダンス(希望地調査)			●	
	教員採用試験対策講座V(論作文)			●	
	保育士採用試験対策講座V(論作文)			●	
通年	教職サポートルームでの個別相談	●	●	●	●
	キャリアカウンセリング(個別相談)	●	●	●	●

※ 講座によっては別途受講料が必要となるものがあります。詳細については、UNITAMA等の掲示にて確認してください。

Ⅲ

教育職員免許状取得の ための履修案内

教科に関する科目

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

*余剰単位は「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

教職に関する科目

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

*余剰単位は「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

*各教科の指導法は取得しようとする免許の教科以外、「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

*「教育実習」5単位分を修得した場合、他の免許種で「教育実習」3単位で要件を満たすときには流用できます。ただし、2単位分を「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

C 教科又は教職に関する科目

■履修上の留意事項

- 「教科又は教職に関する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて幼1種=10単位、小1種=10単位、小2種=2単位、中1種=8単位、高1種=16単位以上修得してください。

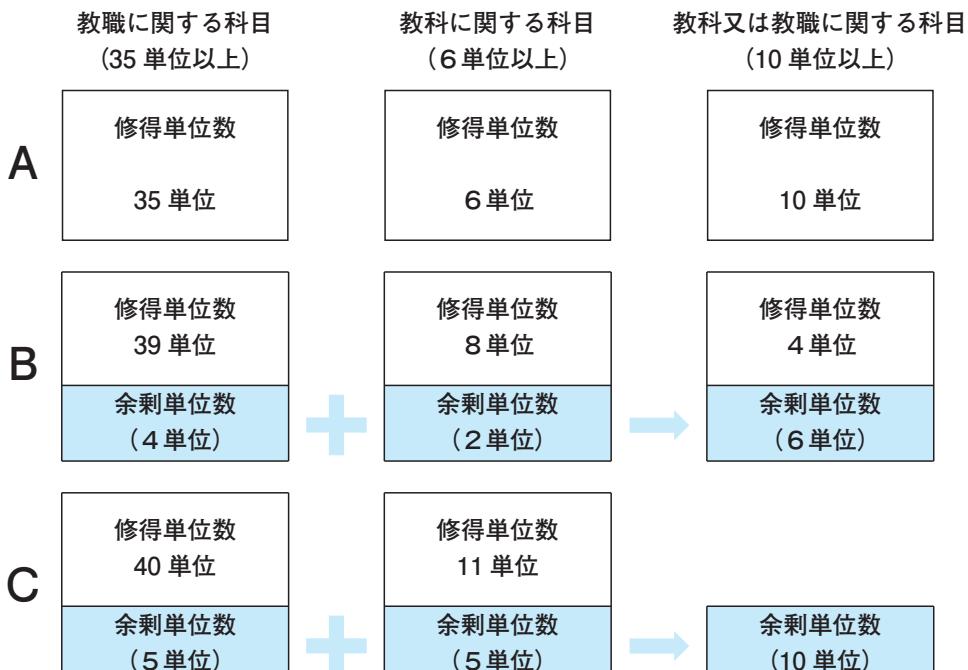
例えば

幼1種免の場合	最低修得単位	修得単位	
教職に関する科目	= 35単位	40単位	= 5単位余剰
教科に関する科目	= 6単位	11単位	= 5単位余剰
教科又は教職に関する科目	= 10単位	0単位	←

(余剰分の10単位を充てることができます)

*ただし各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科以外、余剰単位として充てることはできません。

幼稚園1種免許状の場合の例



「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法は、A・B・Cいずれの方法でも可。

C 免許法施行規則66条の6に定める科目

■履修上の留意事項

- 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を2単位ずつ、合計8単位修得すること。

*余剰単位があったとしても、「教科又は教職に関する科目」等に充てることはできません。

文学部

■人間学科 教職課程受講条件

受講許可規準 (1)	第1セメスター	所定のガイダンスに出席し、かつ、受講申請書を期日までに提出していること(2)
	第2セメスター 終了時(3)	第1セメスター、第2セメスターともにGPA2.30以上であること
	第4セメスター 終了時(4)	①第3セメスター、第4セメスターともにGPA2.30以上および第4セメスター終了時の累積GPAが2.30以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること
継続判定規準	第2セメスター 終了時	第1セメスター、第2セメスターともにGPA2.30以上であること
	第4セメスター 終了時	①第3セメスター、第4セメスターともにGPAが2.30以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること
	第6セメスター 終了時	①第5セメスター、第6セメスターともにGPAが2.30以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること ③事前指導「P」評価を得ていること ④「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」もしくは「社会科指導法（中学）Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること

- (1) 教職課程受講が許可された者には、教職課程受講者用の卒業要件が適用される。
(2) 「教職課程の受講登録・継続申請」については8頁を参照。第3セメスター以降に教職課程の受講を開始することを希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
(3) 第1セメスター時に受講登録申請を行わなかったものに対する受講許可判定である。受講許可規準を満たした場合、第3セメスターより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。
(4) 第2セメスター終了時に継続判定規準もしくは受講許可規準を満たせなかつた者に対する再判定である。指定の期日までに再判定希望申請を提出した場合、第4セメスター終了時に、再度受講判定を受けることができる。受講許可基準を満たした場合、第5セメスターより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。

■比較文化学科 教職課程受講条件

受講許可規準 (1)	第1セメスター	所定のガイダンスに出席し、かつ、受講申請書を期日までに提出していること(2)
	第2セメスター 終了時(3)	次の①②いずれかおよび③を満たしていること。 ①累積GPAが2.40以上であること ②TOEFL iBT45点、TOEIC470点、英検2級以上のいずれかを取得していること ③第1セメスター、第2セメスターともに学習継続条件を満たしていること
	第4セメスター 終了時(4)	次の①②両方を満たしていること。 ①累積GPAが2.40以上であること ②すべてのセメスターにおいて学習継続条件、履修条件を満たしていること
継続判定規準	第2セメスター 終了時	次の①②いずれかおよび③を満たしていること。 ①累積GPAが2.40以上であること ②TOEFL iBT45点、TOEIC470点、英検2級以上のいずれかを取得していること ③第1セメスター、第2セメスターともに学習継続条件を満たしていること
	第4セメスター 終了時	次の①②両方を満たしていること。 ①累積GPAが2.40以上であること ②すべてのセメスターにおいて学習継続条件、履修条件を満たしていること
	第6セメスター 終了時	次の①②③すべてを満たしていること。 ①すべてのセメスターにおいて学習継続条件、履修条件を満たしていること ②事前指導「P」評価を得ていること ③「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「英語科指導法Ⅰ」「英語科指導法Ⅱ」の単位を修得していること

- (1) 教職課程受講が許可された者には、教職課程受講者用の卒業要件が適用される。
(2) 「教職課程の受講登録・継続申請」については8頁を参照。第3セメスター以降に教職課程の受講を開始することを希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
(3) 第1セメスター時に受講申請を行わなかつたものに対する判定である。申請規準を充足した場合、第3セメスターより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。
(4) 第2セメスター終了時に継続判定規準もしくは受講許可規準を満たせなかつた者に対する再判定である。指定の期日までに再判定の希望申請を提出した場合、第4セメスター終了時に、再度受講判定を受けることができる。受講許可基準を満たした場合、第5セメスターより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。

教科に関する科目

●中学校教諭1種免許状

社会

文学部 人間学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位	中1 中2	
日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	20	○日本史	2	6	
		○外国史A	2		
		○外国史B	2		
		○地理学（地誌を含む）	2	2	
		法律学（国際法を含む）	2	2 以上	必修選択
		政治学（国際政治を含む）	2		
		国際関係論	2		
		○社会学	2	4 以上	
		○経済学（国際経済を含む）	2		
		現代文明論	2		
		人間と社会	2		
		人間と思想	2	6 以上	
		人間と倫理	2		
		○哲学概論	2		
		○倫理学概論	2		
		○宗教哲学	2		
		人間関係論	2		
		西洋哲学思想史	2		
		東洋思想史	2		
		生命倫理学	2		
		死生論	2		
		現代思想	2		
		宗教的人間学	2		
		現代社会と倫理	2		
免許状取得に必要な単位数		20			

〔備考〕○印は必修科目

- (1) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが（科目記号・番号を異にする）、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、人間学科科目群の中から履修してください。ただし、「社会学」と「経済学（国際経済を含む）」については、ユニバーシティ・スタンダード科目の中から履修してください。

●高等学校教諭 1 種免許状

公民

教科に関する科目

文学部 人間学科

[備考]

- (1) 上表に掲げられる科目的一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが（科目記号・番号を異にする）、該当免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、人間学系科目群の中から履修してください。ただし、「社会学」と「経済学（国際経済学を含む）」については、ユニバーシティ・スタンダード科目の中から履修してください。

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

英 語

教科に関する科目

文学部 比較文化学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
英語学		○English Phonetics ○English Grammar EIC in Language Studies ○EIC in Language Teaching 言語研究入門A 言語研究入門B 英語教育概論 入門期英語教育 社会言語学 心理言語学 言語習得論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
英米文学	20	○British Literature ○American Literature	2 2	20	
英語コミュニケーション		○English for Intercultural Communication A ○English for Intercultural Communication B EIC in Selected Topics A EIC in Selected Topics B	2 2 2 2		
異文化理解		○EIC in Cultural Studies 英米文化研究 異文化間コミュニケーション研究 英語圏のことばと文化 比較文化論（英語圏） 多文化教育論	2 2 2 2 2 2		
	20	免許状取得に必要な単位数	20		

(備考) ○印は必修科目

教職に関する科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

文学部

免許法施行規則に定める専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位		備考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
に教職する意義等	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	○教職概論	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○教育原理 教育哲学 教育史概論	2 2 2	6 以 上	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		○学習・発達論 発達心理学 特別支援教育 教育心理学	2 2 2 2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		○教育の制度と経営 教育社会学 教育行政学	2 2 2		
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	高6／中12	○教育課程編成論（中・高）	2	2	
	各教科の指導法		○社会科指導法Ⅰ（中学） ○社会科指導法Ⅱ（中学） ○社会公民科指導法Ⅰ ○社会公民科指導法Ⅱ ○英語科指導法Ⅰ ○英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ 英語科指導法（総合）	2 2 2 2 2 2 2 2	4	4 } ※①②
	道徳の指導法		○道徳教育の理論と方法（中・高）	2	2	— } ※③
	特別活動の指導法		○特別活動の理論と方法（中・高）	2	2	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育の方法と技術（中・高） コンピュータと学習支援（中・高） 教育方法学（中・高）	2 2 2	2	
に談生及び指導する進路科目指導等相	生徒指導の理論及び方法	4	○生徒・進路指導の理論と方法（中・高） ○教育相談の理論と方法（中・高）	2 2	4	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
	進路指導の理論及び方法					
教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）	中5 高3	○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）	5 3	5 —	— 3	
教職実践演習	2	○教職実践演習（中・高）	2	2	2	
中学校 高等学校	31 23	免許状取得に必要な単位数	社会 公民 英語	31	27	} ※④⑤

〔備考〕 ○印は必修科目

※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※② 「教職に関する科目」の余剰単位として、取得する免許の教科以外「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

※③ 「道徳教育の理論と方法」は、中1種免のみ必修。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

※④ 社会（中1種）の免許状を取得する場合は、「社会科指導法Ⅰ・Ⅱ」を、公民（高1種）の免許状を取得する場合は、「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」を履修してください。

※⑤ 社会（中1種）、公民（高1種）の免許状を同時に取得しようとする場合、「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」は必ず履修してください。

教科又は教職に関する科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

文学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中8 高16	○全人教育論 異文化理解と教育 生命と性の教育 セクシュアリティの教育 情報メディアの活用 道徳教育の理論と方法(中・高) ジェンダー論 教育実践研究A 教育実践研究B 学習の理論と応用 健康科学論 教育的人間学 教育の思想と文化 生涯発達心理学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	中8 高16	比較文化学科のみ 人間学科のみ 高1種免のみ 人間学科のみ 人間学科のみ 人間学科のみ 人間学科のみ 人間学科のみ 人間学科のみ 人間学科のみ

〔備考〕○印は必修科目

*「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.32～33参照）。

免許法施行規則66条の6に定める科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

文学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	ELF101 ELF102 ELF201	4 4 4	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 ネットワーク入門 情報科学入門 データ処理	2 2 2 2	2	

農学部

農学部における教育職員免許状の取得にあたっては、第3セメスター（2年次春セメスター）以降から教職課程を受講し、所定の条件をすべて充足する必要があります。それにはまず、第2セメスター終了時または第4セメスター終了時に農学部の「教職課程受講条件チェック」を受けなければなりません（その時点での単位修得状況によって、卒業時期が1年以上遅くなる場合があります）。詳細は、以下の記載内容とともに、『履修ガイド』の「所属学科の教育課程表」を参照してください。

農学部における教職課程受講希望者は、これらの内容をあらかじめ熟読のうえ、1年次に予定されている関連のガイダンスに出席し、必要な手続きを行ってください（詳細は掲示等を通じて、またはガイダンス時に案内します）。第2セメスター終了時または第4セメスター終了時の条件を満たして、教職課程の受講を許可された学生は、下記の卒業要件を充足させることにより、卒業することができます（卒業要件は所属学科のものとは異なるので注意してください）。

なお、本学他学部（農学部以外）からの2年生以上への転学部生、ならびに他大学からの編入学生は、農学部において教職課程を受講することはできません。

卒業要件

卒業要件を充足した場合は、学位として学士（農学）が与えられます。

- ① ユニバーシティ・スタンダード科目のうち、玉川教育・FYE科目群から必修科目をすべて含み7単位以上を修得していること
- ② ユニバーシティ・スタンダード科目のうち、言語表現科目群のうち「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語コミュニケーション」6単位を、自然科学科目群のうち生物資源学科生は「生物学入門」「化学入門」「解析学入門」6単位を、生物環境システム学科生は「解析学入門」2単位を、それぞれ修得していること
- ③ 農学部教職コースが指定する当該学科科目群の必修講義科目をすべて修得していること
- ④ 農学部教職コースが指定する当該学科科目群の必修の実験・実習・演習科目をすべて修得していること
- ⑤ 「理科実験スキル（化学）」「理科実験スキル（生物）」「教材研究」を修得していること
- ⑥ 教育職員免許状（最低1つ）を取得するために必要な科目を修得し、要件を満たしていること
- ⑦ 卒業時における累積GPAが2.00以上であること
- ⑧ 上記要件をすべて満たし、合計124単位以上を修得していること

受講条件チェック

1 第2セメスター（1年次）終了時における教職課程受講条件チェック

教育職員免許状取得を強く希望する学生は、第2セメスター終了時にチェックを受けてください。

- ①「教職課程受講ガイダンス」に出席していること
- ②所属学科が指定する次の科目的成績が、いずれも「B」以上であること
 - 生物資源学科：「生物学入門」「化学入門」
 - 生物環境システム学科：「生物学」「化学基礎」
 - 生命学科：「生物学基礎」「化学Ⅰ」
- ③総単位数28単位以上を修得していること
- ④第2セメスター終了時の累積GPAが2.30以上であること

2 第4セメスター（2年次）終了時における教職課程受講条件チェック

第2セメスター終了時に教職課程受講条件チェックを充足できなかった、またはチェックを受けなかった学生が教育職員免許状取得を強く希望する場合に、教職課程受講条件チェックを受けられる最後の機会となります。チェックの条件は第2セメスター終了時とは一部異なります。

- ①第2セメスター終了時の①と同じ
- ②第2セメスター終了時の②と同じ
- ③第4セメスター終了時の累積GPAが2.30以上であること

※第5セメスターから教職課程を受講開始すると、卒業時期が1年以上遅くなる場合があるので、十分に検討してください（クラス担任、保証人と事前に相談しておくこと）。

3 第6セメスター（3年次）終了時における教育実習受講条件チェック

教育実習の派遣には、第6セメスター終了時に以下の科目を修得していることが条件となります。

- ①「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「各教科の指導法I、II」を修得していること
 - ②「教育実習（事前指導）」を終了していること
- 充足できなかった場合：第7セメスター（4年次）に進めるが、卒業時期は1年以上先に延びる

履修上の留意事項

(1) ユニバーシティ・スタンダード科目的うち、生物環境システム学科生と生命学科生が履修できない科目は次の2科目です。

「生物学入門」「化学入門」

(2) C・F評価科目の再履修制度のうち、C評価を受けた科目的再履修については『履修ガイド』p.37を参照し、履修登録前に必ず所属学科教務担当の指導を受けたうえで、適切に手続きを行ってください。

なお、生物環境システム学科生の場合、海外プログラムにおける科目は、再履修制度の対象に含みません（「英語コミュニケーション」、「比較文化論」を除く）。

(3) 時間割（時間帯・教室など）については変更等をお知らせする場合もありますので、UNITAMAおよび大学7号館の掲示を十分確認してください。

(4) 各学科の「履修上の留意事項」に挙げた夏期休暇等に実施される科目については、「介護等体験」や履修上限単位を考慮の上、問題がなければ希望者は事前ガイダンスに必ず出席してください。希望者が多数の場合、ガイダンス出席者に対し抽選または審査を行う場合があります。インターンシップ科目を除き、履修登録・単位認定は授業後の翌学期で、16単位上限に含まれます。

(5) 教職課程受講者は、教育職員免許状以外の資格を取得することは困難です。資格関連の科目履修が可能かどうか、履修上限と時間割を十分に検討し、不明点についてはクラス担任または所属学科の教務担当教員に相談してください。

教職課程受講継続の意志確認

教職課程受講者は、第4セメスターおよび第6セメスターに「教職課程受講継続の意志確認書」を提出してください（提出時期は12月～1月を予定）。継続を希望する場合はそのまま受講を続けてください。継続を希望しない場合、単位修得状況によっては卒業時期が1年以上遅くなる場合があるので（とくに第6セメスター終了時）、提出前に十分に検討してください（クラス担任、保証人と事前に相談しておくこと）。

教科に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

理 科

農学部 生物資源学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
物理学	20	○物理学	2	20	
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理学実験	1		農学部教職関連科目群
化学		○化学入門 有機化学概論 生化学	2 2 2		ユニバーシティ・スタンダード科目群
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○基礎化学実験	2		
生物学		○生物学 植物生理学 植物形態学 動物生理学 生態学 分子生物学 動物行動学 分子系統進化学	2 2 2 2 2 2 2 2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○基礎生物学実験	2		
地学		○地学	2		農学部教職関連科目群
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○地学実験	1		農学部教職関連科目群
		免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

●高等学校教諭1種免許状

農業

教科に関する科目

農学部 生物資源学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
農業の関係科目	20	生物資源学 作物学 昆虫資源学 農学セミナー 遺伝子工学 植物育種学 応用動物学 作物生産管理学 応用昆虫学 園芸学 植物病理学 生命倫理学 生物資源学実験A ○フィールド管理実習I 2 2 2 ○職業指導 I 2 職業指導 II 2	4 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	20	
職業指導	20	免許状取得に必要な単位数	20		農学部教職関連科目群

〔備考〕○印は必修科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

理 科

教科に関する科目

農学部 生物環境システム学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
物理学	20	○物理学	2	20	農学部教職関連科目群
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理学実験	1		
化学		○化学基礎	2		
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○基礎化学実験	2		
生物学		○生物学 環境生物科学 生態学概論 動物行動生態学 地球環境と生態系 植物分類学 植物生理生態・分類学 保全生物学 環境倫理学	2 2 2 2 2 2 2 2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○生物学実験 生物環境実験Ⅰ 生物環境実験Ⅱ	2 1 1		
地学		○地学 生物環境物理学	2 2		農学部教職関連科目群
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○地学実験	1		農学部教職関連科目群
		免許状取得に必要な単位数	20		

〔備考〕 ○印は必修科目

●高等学校教諭1種免許状

農業

教科に関する科目

農学部 生物環境システム学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
農業の関係科目	20	持続的農業システム学 動物環境管理学 生物環境利用学 農業と動物 生物環境システム学概論 緑地環境学 国際協力論 農業マーケティング論 植物繁殖学 地域環境論 地域環境研究 ○生物環境実習Ⅰ ○生物環境実習Ⅱ 生物環境実習Ⅲ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1	20	
職業指導	20	○職業指導Ⅰ 職業指導Ⅱ	2 2		農学部教職関連科目群
		免許状取得に必要な単位数	20		

〔備考〕○印は必修科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

理 科

教科に関する科目

農学部 生命化学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
物理学	20	○物理学	2	20	農学部教職関連科目群
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理化学	2		
化学		○物理学実験	1		
		○化学 I	2		
		○化学 II	2		
		○分析化学	2		
		有機化学 I	2		
		有機化学 II	2		
		生物化学 I	2		
		生物化学 II	2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	20	生物化学 III	2		
生物学		ゲノム科学	2		
		植物生理学	2		
		植物栄養学	2		
		栄養生理化学	2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	20	○基礎化学実験	2	20	農学部教職関連科目群
地学		生命化学実験 I	4		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)		生命化学実験 II	4		
		○生物学基礎	2		
		環境生物科学	2		
	20	細胞生物学	2	20	農学部教職関連科目群
		微生物学	2		
		応用微生物学	2		
		○生物学実験	2		
		○地学	2		
	20	土壤圈科学	2	20	農学部教職関連科目群
		○地学実験	1		
	免許状取得に必要な単位数		20		

(備考) ○印は必修科目

教職に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
 - 高等学校教諭1種免許状

農字部

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位		備考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	○教職概論	2	2	
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		○教育原理 教育哲学 教育史概論			
	進路選択に資する各種の機会の提供等		○學習・発達論 発達心理学 特別支援教育 教育心理学			
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○教育の制度と経営 教育社会学 教育行政学	2 2 2	6	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		○教育課程の意義及び編成の方法			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		○各教科の指導法			
教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	高6／中12	○理科教科指導法Ⅰ ○理科指導法Ⅱ ○理科指導法Ⅲ ○理科指導法Ⅳ	2 2 2 2	4	4
	道徳の指導法		○農業科指導法Ⅰ ○農業科指導法Ⅱ			
	特別活動の指導法		○道徳教育の理論と方法(中・高)			
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○特別活動の理論と方法(中・高)			
	教育の方法と技術（中・高） コンピュータと学習支援(中・高) 教育方法学（中・高）		○教育の方法と技術（中・高） コンピュータと学習支援(中・高) 教育方法学（中・高）			
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導の理論と方法（中・高）			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法（中・高）			
	進路指導の理論及び方法					
教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）	中5 高3		○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）	5 3	5 —	— 3
教職実践演習	2		○教職実践演習（中・高）	2	2	2
中学校 高等学校	31 23		免許状取得に必要な単位数 理科 農業	31	27	

〔備考〕○印は必修科目

※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※②「教職に関する科目」の余剰単位として、取得する免許の教科以外「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

(例) 理科(中1種、高1種)および農業(高1種)の免許状を取得しようとする場合、理科の免許状を申請する際には「農業科指導法Ⅰ・Ⅱ」を「教職に関する科目」の余剰単位として充てることができます。

※③「道徳教育の理論と方法」は、中1種免のみ必修。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

教科又は教職に関する科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 異文化理解と教育 生命と性の教育 情報メディアの活用 道徳教育の理論と方法(中・高)	2 2 2 2 2	中8 高16	高1種免のみ

(備考) ○印は必修科目

* 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます (p.32 ~ 33 参照)。

教職演習A 1

免許法施行規則66条の6に定める科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 ネットワーク入門 情報科学入門 データ処理	2 2 2 2	2	

教職関連科目

工学部では、下記の教育職員免許状を取得することができます。教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目があります。

1 数学（中学校1種、高等学校1種）

ソフトウェアサイエンス学科、マネジメントサイエンス学科の学生は、数学の教育職員免許状を取得することができます。数学の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。



取得できる教育職員免許状一覧
『教職課程受講ガイド』p.3

2 工業（高等学校1種）

機械情報システム学科の学生は、工業の教育職員免許状を取得することができます。工業の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。

3 情報（高等学校1種）

ソフトウェアサイエンス学科の学生は、前記1の数学の教育職員免許状の他、情報の教育職員免許状を取得することができます。情報の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。

■教育職員免許状の登録に関する規定

第2セメスター終了時	<ul style="list-style-type: none"> ① 累積GPAが2.30以上であること ② 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること
第4セメスター終了時	<ul style="list-style-type: none"> ① 累積GPAが2.30以上であること ② 数学免許の場合、数学検定2級以上に合格していること ③ 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること
第6セメスター終了時	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記科目をすべて履修していること 「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「各教科の指導法Ⅰ」「各教科の指導法Ⅱ」(ただし、「工業科指導法Ⅰ・Ⅱ」は除く) ② 事前指導で「P」を取得していること ③ 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること

数学教員養成プログラム

■数学（中学1種、高等学校2種）

数学教員に必須の代数学、解析学、幾何学といった数学の専門科目を重点的に学びます。単に数学の知識を修得するだけでなく、数学の深い世界に触れ、その楽しさや面白さを自ら理解し、数学の魅力を伝える資質を磨きます。数学を学ぶと同時に、全人教育の理念を実践すべく、知識だけでなく全方位的にバランスのとれた教員を目指します。そのため、1年次の春学期から「解析学1」を履修できるなどのカリキュラムの違いがあります。

ダブル免許プログラムで、中学校・高等学校教諭に加えて小学校教諭2種免許状も併せて取得可能です。（ダブル免許プログラムの利用には、入学後一定の成績を満たし、学部の選抜を経ることが条件となります。また通信課程で学ぶ諸費用が別途かかります。）

『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。

■教育職員免許状の登録に関する規定

第2セメスター終了時	<ul style="list-style-type: none">① 累積GPAが2.30以上であること② 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること
第4セメスター終了時	<ul style="list-style-type: none">① 累積GPAが2.30以上であること② 数学検定2級以上に合格していること③ 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること
第6セメスター終了時	<ul style="list-style-type: none">① 下記科目をすべて履修していること 「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「数学科指導法Ⅰ」「数学科指導法Ⅱ」（ただし、「工業科指導法Ⅰ・Ⅱ」は除く）② 事前指導で「P」を取得していること③ 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること

ただし、第2セメスター終了時に上記規定を満たさなかった学生のうち、次のものは第4セメスター終了時に再判定を受けられる。

- ① 第4セメスター中に、教職担当に再判定希望を申し出る。
- ② 累積GPAが2.30以上であること
- ③ 数学検定2級以上に合格していること
- ④ 総合判断で、教職課程受講継続を許可されること

※2年次からの編入生は上記規定と異なる場合もある（3年次以降からの編入生は教職課程受講不可）

教科に関する科目

●高等学校教諭 1 種免許状

工業

工学部 機械情報システム学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
工業の関係科目	20	基礎製図	1		
		設計製図	1		
		CAD	1		
		工作機械	2		
		工作実習	1		
		直流回路	2		
		○交流回路	2		
		工学専門実験 I	1		
		工学専門実験 II	1		
		○材料力学	2		
		工業材料学	2		
		環境工エネルギー概論	2		
		○熱力学	2		
		○流体力学	2	18	
		○機械力学	2		
		機構学	2		
		○電子回路	2		
		論理回路	2		
		電磁気学	2		
		電磁波工学	2		
		情報通信システム	2		
		通信法規	2		
		計測工学	2		
		制御工学	2		
		組込システム	2		
		情報理論	2		
		ロボティクス概論	2		
職業指導		○職業指導 I	2	2	
		職業指導 II	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20※	

[備考] ○印は必修科目

※「教科又は教職に関する科目」の高校16単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の20単位より多く修得することによって充足させなければならない。

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

数 学

教科に関する科目

工学部 ソフトウェアサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
代数学	20	○代数学 I 代数学 II	2 2		※
幾何学		○幾何学 I 幾何学 II	2 2		※
解析学		○解析学 I 解析学 II 微分方程式 I 微分方程式 II 複素解析 I 複素解析 II フーリエ解析	2 2 2 2 2 2 2		※これら8科目より 5科目必修選択
「確率論、統計学」		○確率統計学 I 確率統計学 II	2 2		※
コンピュータ		○プログラミング I プログラミング II アルゴリズムとデータ構造 数値解析プログラミング	2 2 2 2		※
	20	免許状取得に必要な単位数		20	※

〔備考〕 ○印は必修科目

※「教科又は教職に関する科目」の中學8単位、高校16単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の20単位より多く修得することによって充足させなければならない。

「教科に関する科目」はソフトウェアサイエンス学科で開講する科目に限る。

●高等学校教諭1種免許状

情 報

教科に関する科目

工学部 ソフトウェアサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
情報社会及び情報倫理	20	○情報倫理と社会	2		
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)		○情報科学入門	2		実習を含む
		○ソフトウェアサイエンス実験 論理回路	2		
情報システム (実習を含む。)		○データベース	2		実習を含む
		○情報システム オペレーティングシステム	2		
情報通信ネットワーク (実習を含む。)		○ネットワーク技術Ⅰ ネットワーク技術Ⅱ データ通信 情報セキュリティ	2 2 2 2		実習を含む 実習を含む これら3科目より 1科目必修選択
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)		○マルチメディア処理 コンピュータグラフィックス イメージプロセッシング	2 2 2		実習を含む これら2科目より 1科目必修選択
情報と職業	20	○情報処理技術	2		
		免許状取得に必要な単位数		20	※

〔備考〕○印は必修科目

※「教科又は教職に関する科目」の高校16単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の20単位より多く修得することによって充足させなければならない。
 「教科に関する科目」はソフトウェアサイエンス学科で開講する科目に限る。

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

数 学

教科に関する科目

工学部 マネジメントサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
代数学		○代数学 I 代数学 II 代数学 III	2 2 2		
幾何学		○幾何学 I 幾何学 II 幾何学 III	2 2 2		
解析学	20	○解析学 I 解析学 II 微分方程式 I 微分方程式 II 複素解析 I 複素解析 II ベクトル解析	2 2 2 2 2 2 2		
「確率論、統計学」		○確率統計学 I 確率統計学 II オペレーションズリサーチ 統計的方法 実験計画法	2 2 2 2 2		
コンピュータ		○プログラミング I 数値解析プログラミング	2 2		
	20	免許状取得に必要な単位数	20	※	

〔備考〕 ○印は必修科目

※「教科又は教職に関する科目」の中學8単位、高校16単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の20単位より多く修得することによって充足させなければならない。

「教科に関する科目」はマネジメントサイエンス学科で開講する科目に限る。

教職に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
 - 高等学校教諭1種免許状

工学部

[備考] ○印は必修科目

*① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※②「教職に関する科目」の余剰単位として、取得する免許の教科以外の教科又は教職に関する科目に充てることはできません。

(例) 数学(中1種、高1種)および情報(高1種)の免許状を取得しようとする場合、数学の免許状を申請する際には「情報科指導法Ⅰ・Ⅱ」を「教職に関する科目」の余剰単位として充てることができます。

※③ 「道徳教育の理論と方法」は、中1種免のみ必修。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

教科又は教職に関する科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中8 高16	○全人教育論 異文化理解と教育 生命と性の教育 情報メディアの活用 道徳教育の理論と方法(中・高)	2 2 2 2 2	中8 高16	高1種免のみ 教職演習A 1 追加科目

〔備考〕○印は必修科目

※「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.32～33参照）。

免許法施行規則66条の6に定める科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション ELF101 ELF102 ELF201	2 4 4 4	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 ネットワーク入門 情報科学入門 データ処理 プログラミングI	2 2 2 2 2	2	

教育学部

教育学部における教育職員免許状の取得にあたっては、下記の組み合わせであれば第1セメスターから第8セメスターまで指定された科目を修得していくことで、複数の免許取得が可能です。

【教育学科】

- 小学校1種 幼稚園1種
- 小学校1種 中学校 社会 1種
- 幼稚園1種 小学校1種
- 中学校1種（社会） 高等学校1種（公民） 小学校2種
- 中学校1種（保健体育） 高等学校1種（保健体育） 小学校2種

【乳幼児発達学科】

- 幼稚園1種

教科に関する科目

●幼稚園教諭1種免許状

●小学校教諭1種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目 科 目	本学で開設する科目		修得単位					備 考	
	科 目	単位	小1	小2	幼1	幼2	小1・幼1		
国語（書写を含む。）	国語	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
社会	社会	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
算数	算数	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
理科	理科	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
生活	生活	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
音楽	音楽	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
図画工作	図工	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
家庭	家庭	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
体育	体育（幼・小）	2						国語／算数／生活／音楽／図工／体育（幼・小）のうち3科目6単位を含み、4科目8単位以上修得すること	
免許状取得に必要な単位数				8	4	6	4	8	

●中学校教諭1種免許状

社会

教科に関する科目

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位	中1	
日本史及び外国史	20	○日本と外国の歴史	2	2	
地理学（地誌を含む。）		○地理学（地誌を含む）	2	2	
「法律学、政治学」		法律学（国際法を含む） 政治学（国際政治を含む）	2 2	2以上	必修選択
「社会学、経済学」		社会学 経済学（国際経済を含む） 現代文明論	2 2 2	4以上	必修選択
「哲学、倫理学、宗教学」		哲 学 倫理学 宗教学 西洋思想史 東洋思想史	2 2 2 2 2	2以上	1科目必修選択
※① 20		免許状取得に必要な単位数	20	16	

〔備考〕○印は必修科目

(1) ※① 中2種免は10単位

(2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください。
(ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く)

●高等学校教諭1種免許状

公 民

教科に関する科目

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位 高1	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」		法律学（国際法を含む） 政治学（国際政治を含む）	2 2	2以上	必修選択
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」		社会学 経済学（国際経済を含む） 現代文明論	2 2 2	4以上	必修選択
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	20	哲 学 倫理学 宗教学 心理学 西洋思想史 東洋思想史	2 2 2 2 2 2	2以上	1科目必修選択
	20	免許状取得に必要な単位数	20		

〔備考〕○印は必修科目

上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください。
(ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く)

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

保健体育

教科に関する科目

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位			備 考	
科 目	単位	科 目	単位	中1	高1	中2		
体育実技		○体育実技（体 操） ○体育実技（陸 上） ○体育実技（球技Ⅰ） ○体育実技（球技Ⅱ） ○体育実技（水 泳） ○体育実技（武 道） ○体育実技（ダンス） ○体育実技（スキー）	1 1 1 1 1 1 1 1		8	8	8	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）	20	体育原理 体育心理学 体育経営管理学 体育社会学 ○運動学（運動方法学を含む。）	2 2 2 2 2	4	4	4	4科目から1科目必修選択	
生理学（運動生理学を含む。）		○生理学（運動生理学を含む。）	2	2	2	2		
衛生学及び公衆衛生学		○衛生学 ○公衆衛生学 栄養学 病理学	2 2 2 2	4	4	4		
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		○学校保健 安全教育	2 2	2	2	2		
※① 20		免許状取得に必要な単位数		20	20	20		

〔備考〕○印は必修科目

〔注〕※① 中2種免は10単位

●幼稚園教諭1種免許状

教科に関する科目

教育学部 乳幼児発達学科

科 目	本学で開設する科目		修得単位 幼1	備 考
	科 目	単位		
国語	国語	2		
算数	算数	2		
生活	生活	2		
音楽	音楽（幼）	2		
図画工作	図工（幼）	2		
体育	体育（幼）	2		
	免許状取得に必要な単位数	6		

3科目6単位以上修得すること

教職に関する科目

- 幼稚園教諭 1 種免許状
 - 小学校教諭 1 種免許状

· 教育学部 教育学科 ·
No.1

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位					備 考
科 目	単位	科 目	単位	小1	小2	幼1	幼2	小1・幼1	
に教職の意義等 に関する科目	2	○教職の意義及び教員の役割							
		○教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		2	2	2	2	2	○教職概論 教育学部「必修」
		○進路選択に資する各種の機会の提供等							
教育の基礎理論に関する科目	6	○教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		2					○教育原理 教育哲学 教育史概論 教育学部「必選」 教育学部「必選」
		○幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		2	6	6	6	6	○学習・発達論 発達心理学 特別支援教育 教育心理学 教育学部「必選」 教育学部「必選」
		○教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		2	以上	以上	以上	以上	○教育の制度と経営 教育社会学 教育行政学 教育学部「必選」
教育課程及び指導法に関する科目	小22	○教育課程の意義及び編成の方法		2	2	2	—	—	○教育課程編成論（小）
		○各教科の指導法		2	2	12			○国語科指導法 ○社会科指導法 ○算数科指導法 ○理科指導法 ○生活科指導法 ○音楽科指導法 ○図工科指導法 ○家庭科指導法 ○体育科指導法
		○道徳の指導法		2	18	以上	—	—	○道徳の指導法
		○特別活動の指導法		2	2	※①			○特別活動の指導法
		○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		2	2	—	—	2	○教育の方法と技術（幼・小） コンピュータと学習支援（幼・小） 教育方法学（幼・小） 教育学部「必選」
		○教育課程の意義及び編成の方法		2	—	—	2	2	○幼児教育課程論
		○保育内容の指導法		2	2	10			○保育内容総論 ○幼児指導論 ○保育内容指導法（健 康） ○保育内容指導法（人間関係） ○保育内容指導法（環 境） ○保育内容指導法（言 葉） ○保育内容指導法（表 現）
		○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		2	—	14	14	14	○教育の方法と技術（幼・小） コンピュータと学習支援（幼・小） 教育方法学（幼・小） 教育学部「必選」
				2	2	以上	※②	※③	
				2	—	—	2	—	

教職に関する科目

教育学部 教育学科 No.2

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位				備 考
科 目	単位	科 目	単位	小1	小2	幼1	幼2	
進路指導等に教育する相談科目及び	生徒指導の理論及び方法	小4	○生徒・進路指導の理論と方法(幼・小)	2	4	4	—	—
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○教育相談の理論と方法(幼・小)	2	—	—	—	4
	進路指導の理論及び方法							
	幼児理解の理論及び方法	幼2	○幼児理解と教育相談	2	—	—	2	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法							
教育実習(事前・事後の指導1単位を含む)	5	○教育実習(幼稚園・小学校1種)	5	5	5	5	5	5
		教育実習(幼稚園1種・副1種・2種)	3	3	3	3	3	3
		教育実習(小学校副1種・2種)	3	3	3	3	3	3
教職実践演習	2	○教職実践演習(幼)	2	2	2	2	2	
		○教職実践演習(小)						
免許状取得に必要な単位数				45	39	35	31	63

〔備考〕○印は必修科目

※① 「音楽科指導法」「図工科指導法」または「体育科指導法」の2科目を含み計6科目(合計12単位)以上を修得してください。

※② 幼稚園教諭1種・小学校教諭1種を同時に取得しようとする者で、小学校教諭1種をピーク(小学校で教育実習)とする者は、「保育内容の指導法」の単位のうち半数までは、小学校教諭免許状に必要な「各教科の指導法」または「特別活動の指導法」の単位をもってこれに充てることができます。したがって8単位を修得すればよいことになります(ただし、教科指導法(社会)・(理科)・(家庭)の各単位は「保育内容に関する科目」に充てることはできません)。幼稚園教諭1種・小学校教諭1種を同時に取得しようとする者で、幼稚園教諭1種をピーク(幼稚園で教育実習)とする者は、14単位を修得する必要があります。

※③ 保育内容の指導法5領域を含み10単位以上修得してください。

※④ 中学校教諭1種および高等学校教諭免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、教育実習の単位をピーク免許より3単位充てることができます。ただし、事前および事後の指導は、サブ免許分として別に受講してください。

(注) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください。

- 中学校教諭1種免許状（社会・保健体育）
 - 高等学校教諭1種免許状（公民・保健体育）

教職に関する科目

No 1

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位			備考
科 目	単位	科 目	単位	中1	高1	中2	
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	○教職概論	2	2	2	教育学部「必修」
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	○教育原理 教育哲学 教育史概論 ○学習・発達論 発達心理学 特別支援教育 教育心理学 ○教育の制度と経営 教育社会学 教育行政学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6 以上	6 以上	6 以上 教育学部「必選」 教育学部「必選」 教育学部「必選」 教育学部「必選」
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	高6／中12	○教育課程編成論（中・高） ○社会科指導法Ⅰ（中学） ○社会科指導法Ⅱ（中学） ○社会公民科指導法Ⅰ ○社会公民科指導法Ⅱ ○保健体育科指導法Ⅰ ○保健体育科指導法Ⅱ 保健体育科指導法Ⅲ 保健体育科指導法Ⅳ ○道徳教育の理論と方法（中・高） ○特別活動の理論と方法（中・高） ○教育の方法と技術（中・高） コンピュータと学習支援（中・高） 教育方法学（中・高）	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 — 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	※① 教育学部「必選」

教職に関する科目

No.2

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	中 2	
に談生 関及徒 すび指 する進 路、 目指導 教導等相	4	○生徒・進路指導の理論と方法 (中・高) ○教育相談の理論と方法(中・高)	2 2	4	4	4	
教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）	中5 高3	○教育実習（中学校1種） 教育実習(中学校副1種・2種) ○教育実習(高等学校1種・副1種)	5 3 3	5 3※② —	— 3※② 3	5 3※② —	※③
教職実践演習	2	○教職実践演習（中・高）	2	2	2	2	
		免許状取得に 必要な単位数	中1種（社会） 中2種（社会） 中1種（保健体育） 中2種（保健体育） 高1種（公民） 高1種（保健体育）	31	—	31	

〔備考〕 ○印は必修科目

※① 指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに修得してください。

※② 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、教育実習の単位をピーク免許より3単位充てることができます。ただし、事前および事後の指導は、サブ免許分として別に受講してください。

※③ 高等学校（保健体育）教職課程受講者は、必ず中学校（保健体育）教職課程も併せて履修すること。中学校（保健体育）教職課程のみの受講は認めます。

〔注〕 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください。

●幼稚園教諭 1 種免許狀

教職に関する科目

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	○教職概論	2	2 教育学部「必修」
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	○教育原理 教育哲学 教育史概論 ○学習・発達論 発達心理学 特別支援教育 教育心理学 ○教育の制度と経営 教育社会学 教育行政学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	教育学部「必選」 教育学部「必選」 6 以上 教育学部「必選」 教育学部「必選」 教育学部「必選」 教育学部「必選」
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	18	○幼児教育課程論 ○保育内容総論 ○幼児指導論 ○保育内容指導法（健康） ○保育内容指導法（人間関係） ○保育内容指導法（環境） ○保育内容指導法（言葉） ○保育内容指導法（表現） ○教育の方法と技術 コンピュータと学習支援 教育方法学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 14 2 教育学部「必選」
に談話及び進路指導等 に関する科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	○幼児理解と教育相談	2	2
教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）	5	○教育実習（幼稚園1種）	5	5	
教職実践演習	2	○教職実践演習（幼）	2	2	
		免許状取得に必要な単位数	35		

〔備考〕○印は必修科目

[注] 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください。

教科又は教職に関する科目

●全免許状

教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目		○全人教育論	2		
	幼10	○教育学概論	2		
	小10	○教育実践研究 I	1		
	中 8	○教育実践研究 II	1		
	高16	世界の教育と文化環境	2		
		外国語活動の指導法	2	幼10	小1種免のみ
		総合学習の指導法	2	小10	小中高1種免のみ
		生命と性の教育	2	中 8	
		異文化理解と教育	2	高16	
		精神保健	2		
		道徳教育の理論と方法(幼・小)	2		幼1種免のみ
		道徳教育の理論と方法(中・高)	2		高1種免のみ
		児童学	2		幼1種免のみ
		小児救急法	2		幼1種免のみ
		インターンシップA	2		

〔備考〕○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます (p.32 ~ 33 参照)。
- (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称で開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください (ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く)。

乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目		○全人教育論	2		
	幼10	○教育学概論	2		
	小10	○教育実践研究 I	1		
	中 8	○教育実践研究 II	1	幼10	
	高16	児童学	2		
		インターンシップA	2		

〔備考〕○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます (p.32 ~ 33 参照)。
- (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称で開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目群の中から履修してください (ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く)。

免許法施行規則66条の6に定める科目

●全免許状

教育学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	ユニバーシティ・スタンダード科目
体育	2	○健康教育	1	2	ユニバーシティ・スタンダード科目
		○体育	1		
外国語コミュニケーション	2	○英語リテラシー	2	2	教育学部「必修」
情報機器の操作	2	○情報リテラシー	2	2	教育学部「必修」

芸術学部

教職課程受講・受講継続条件

 取得できる教育職員免許状一覧
『教職課程受講ガイド』p.3

第1セメスター	4月中に実施される「教職ガイダンス」を受けること
第2セメスター	①終了時（全科目）の累積GPAが2.30以上であること ②終了時に学科が定めた教職適性判定試験（実技・面接を含む）に合格していること
第4セメスター	①終了時（全科目）の累積GPAが2.30以上であること ②終了時に学科が定めた教職適性判定試験（実技・面接を含む）に合格していること
第6セメスター	終了時（全科目）のGPAが2.30以上であること

教科に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

音 楽

芸術学部 芸術教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
ソルフェージュ		○ソルフェージュ	2	2	
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		○声楽基礎 和声学	2 2	4	日本の伝統的な歌唱を含む
		○合唱 声楽Ⅰ 声楽Ⅱ	2 2 2		
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	20	○鍵盤楽器基礎Ⅰ 鍵盤楽器基礎Ⅱ	2 2		伴奏を含む
		○管・打楽器基礎	2		和楽器を含む
		○弦楽器基礎	2		
		○合奏 伴奏法	2 2	8	
		鍵盤楽器Ⅰ 鍵盤楽器Ⅱ	2 2		
		器楽Ⅰ 器楽Ⅱ	2 2		
指揮法		○指揮法	2	2	
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		作曲Ⅰ 作曲Ⅱ	2 2		編曲法を含む
		○作曲法 民族音楽概説	2 2	6	
		西洋音楽史 日本音楽史	2 2		
		鑑賞教育理論（音楽）	2		
		○音楽理論	2		
		○音楽史	2		日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む
	20	免許状取得に必要な単位数	22		

〔備考〕○印は必修科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

美術

教科に関する科目

芸術学部 芸術教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
絵画(映像メディア表現を含む。)		○絵画基礎 絵画I 絵画II	2 2 2	2	2	映像メディア表現を含む
彫刻		○彫刻基礎 彫刻I 彫刻II	2 2 2	2	2	
デザイン(映像メディア表現を含む。)		○デザイン基礎 ○映像メディア表現基礎 デザインI デザインII	2 2 2 2	4	4	
工芸 *	20	○工芸基礎 工芸I 工芸II	2 2 2	2	—	
美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		デザイン理論 工芸理論 工芸史 ○鑑賞教育理論(美術) 西洋美術史A 西洋美術史B 日本美術史A 日本美術史B 東洋美術史 ○美術理論 ○美術史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	10	12	選択科目より 中一種は2科目以上 高一種は3科目以上選択 } 日本の伝統美術及びアジアの美術を含む
	20	免許状取得に必要な単位数		20	20	

[備考] ○印は必修科目

*高等学校教諭(美術)1種免許状を取得する場合の「工芸」(上記の表の免許法施行規則に定める科目)の扱いについて
高等学校教諭(美術)1種免許状を取得する場合には、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

●高等学校教諭1種免許状

工芸

教科に関する科目

芸術学部 芸術教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位 高1	備考
科 目	単位	科 目	単位		
図法及び製図	20	○図法・製図	2	2	
デザイン		○デザイン基礎 デザインⅠ デザインⅡ	2 2 2	2	
工芸制作（プロダクト制作を含む。）		○工芸基礎 工芸Ⅰ 工芸Ⅱ	2 2 2	2	プロダクト制作を含む
工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）		○工芸理論 ○デザイン理論 ○工芸史 ○鑑賞教育理論（美術） 西洋美術史A 西洋美術史B 日本美術史A 日本美術史B 東洋美術史 美術理論 ○美術史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	14	日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む } 選択科目より2科目以上選択 日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む
		免許状取得に必要な単位数	20		

〔備考〕○印は必修科目

教職に関する科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位		備考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
に教職する意義等	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	○教職概論	2	2	2
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○教育原理 教育哲学 教育史概論	2 2 2	6	○学習・発達論 発達心理学 特別支援教育 教育心理学
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		○学習・発達論 発達心理学 特別支援教育 教育心理学	2 2 2 2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		○教育の制度と経営 教育社会学 教育行政学	2 2 2		
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	中12／高6	○教育課程編成論（中・高）	2	2	2
	各教科の指導法		○音楽科指導法 I ○音楽科指導法 II 音楽科指導法 III 音楽科指導法 IV ○美術科・工芸科指導法 I ○美術科・工芸科指導法 II ○美術科指導法 I ○美術科指導法 II	2 2 2 2 2 2 2 2	音楽4／美術4／工芸4	該当科目の指導法を履修 各教科の指導法科目より。 美術（中免）は8単位必修。 美術（高免）・工芸は4単位必修。
	道徳の指導法		○道徳教育の理論と方法（中・高）	2	2	
	特別活動の指導法		○特別活動の理論と方法	2	2	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育の方法と技術（中・高） コンピュータと学習支援（中・高） 教育方法学（中・高）	2 2 2	2	
	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法		○生徒・進路指導の理論と方法（中・高） ○教育相談の理論と方法（中・高）	2 2	4	
に談生関及び進路する指導科目指教導等相	教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）	中5 高3	○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）	5 3	5 — — 3	※④⑤
	教職実践演習	2	○教職実践演習（中・高）	2	2	
中学校 高等学校	31 23	免許状取得に必要な単位数	音楽 美術 工芸	31	27	

〔備考〕○印は必修科目

※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※② 「教職に関する科目」の余剰単位として、取得する免許の教科以外「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

※③ 「道徳教育の理論と方法（中・高）」は、中1種免のみ必修です。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

※④ 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、「教育実習（中学校）」のみで可能です。

※⑤ 教育実習を履修するためには「教職概論」、「教育原理」、「学習・発達論」および「各教科指導法（IおよびII）」、「教育実習（事前指導）」を修得しなければなりません。

教科又は教職に関する科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 異文化理解と教育 生命と性の教育 情報メディアの活用 道徳教育の理論と方法(中・高)	2 2 2 2 2	中8 高16	高1種免のみ

〔備考〕 ○印は必修科目

* 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.32～33参照）。

免許法施行規則66条の6に定める科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 ネットワーク入門 情報科学入門 データ処理	2 2 2 2	2	

リベラルアーツ学部

教職課程受講条件

継続判定規準	第2セメスター終了時	累積GPAが2.40以上であること
	第4セメスター終了時	累積GPAが2.40以上であること
	第6セメスター終了時	① 教育実習事前指導が合格していること ② 「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「国語科指導法Ⅰ・Ⅱ」もしくは「英語科指導法Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること

- * 1年次は第1セメスター4月に行われる教職課程受講申請ガイダンスに出席し、かつ所定の時期までに受講申請書を提出すれば教職課程の受講が許可されます。
- * 2年次から教職課程を受講を開始する場合は、第2セメスター終了時の【継続許可条件】をクリアしていることが必要です。
- * ダブル免許プログラムは『教職課程受講ガイド』p.11～12を参照すること。
- * 長期留学に参加した場合は、4年間での教育職員免許状の取得が困難となる場合があります。参加にあたっては必ず事前に相談してください。

教科に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

国語

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	20	○日本語表現 (JNL) 101 日本語表現 (JNL) 102 ○日本語学 日本語学演習 ○日本語文法論 I 日本語文法論 II 日本語音韻論 日本語語彙論 日本語学研究 日本語史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	20	
国文学（国文学史を含む。）		○日本文学概論 ○日本文学史 日本文学演習 近代文学演習 日本文学研究 ○古典文学演習 I 古典文学演習 II	2 2 2 2 2 2 2		
漢文学		○漢文学 漢文学研究	2 2		
書道（書写を中心とする。）	20	○書道	2		中1種免のみ*
		免許状取得に必要な単位数	20		

[備考] ○印は必修科目

*高校1種免許を取得する場合に、「書道」は、高校1種免許取得のための「教科に関する科目」ではないため「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

英 語

教科に関する科目

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開講する授業科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
英語学		○英語学 ○English Grammar 言語心理学 英語音声学	2 2 2 2		
英米文学		○英米文学概説 イギリス文学 アメリカ文学 英米文学研究	2 2 2 2		
英語コミュニケーション	20	ELF101 ELF102 ○ELF201 ELF202 ELF301 ELF302 English Communication Advanced A English Communication Advanced B English Workshop A English Workshop B	4 4 4 4 4 4 2 2 2 2	20	
異文化理解		○異文化間コミュニケーション 英語圏文化研究	2 2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

教職に関する科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位		備考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
に教職する意義等	2	○教職概論	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	6	○教育原理 教育哲学 教育史概論	2 2 2	6	6	
		○学習・発達論 発達心理学 特別支援教育 教育心理学	2 2 2 2			
		○教育の制度と経営 教育社会学 教育行政学	2 2 2			
教育課程及び指導法に関する科目	高6／中12	○教育課程編成論（中・高）	2	2	2	
		○英語科指導法Ⅰ ○英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ	2 2 2 2	4	4	※①②
		○国語科指導法Ⅰ ○国語科指導法Ⅱ 国語科指導法Ⅲ 国語科指導法Ⅳ	2 2 2 2			
		○道徳の指導法	2	2	—	※③
		○特別活動の指導法	2	2	2	
に談生関及び指導する進路指導科目指導等相	4	○教育の方法と技術（中・高） コンピュータと学習支援（中・高） 教育方法学（中・高）	2 2 2	2	2	
		生徒指導の理論及び方法	2	4	4	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2			
教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）	中5 高3	○生徒・進路指導の理論と方法（中・高） ○教育相談の理論と方法（中・高）	2 2			
		○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）	5 3	5 —	— 3	
		○教職実践演習（中・高）	2	2	2	
中学校 高等学校	31 23	免許状取得に必要な単位数	英語 国語	31	27	

〔備考〕○印は必修科目

※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※② 「教職に関する科目」の余剰単位として、取得する免許の教科以外、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

(例) 国語の免許状を申請する際には「英語科指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を「教職に関する科目」の余剰単位として充てることができません。

※③ 「道徳教育の理論と方法」は、中1種免のみ必修。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

教科又は教職に関する科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 異文化理解と教育 生命と性の教育 情報メディアの活用 道徳教育の理論と方法(中・高)	2 2 2 2 2	中 8 高 16	高1種免のみ
		教職演習A	1		

〔備考〕 ○印は必修科目

※「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.32～33参照）。

免許法施行規則66条の6に定める科目

●中学校教諭1種免許状

●高等学校教諭1種免許状

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	ELF201	4	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 ネットワーク入門 情報科学入門 データ処理	2 2 2 2	2	



IV

規則

教職課程履修規則

1 目的

この規則は、学則第11条第3項に基づき、教育職員免許状の授与を受けるために必要な教科目の履修ならびに教職特別講座等（以下合わせて「教職課程」とする）を受講する場合に必要な事項について定める。

2 受講の条件

第1セメスターより教職課程を受講するには以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 第1セメスターに実施する教職課程受講ガイダンスへ出席していること。
- (2) 「教職課程受講申請書」を決められた期日までに提出し許可を受けていること。
- (3) 上記の条件を満たしても、以下に該当する場合は、受講を許可しない。
 - ① 教師になる意志のない者。
 - ② 学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。

Ⅱ. 第3セメスター以降から教職課程の受講を開始する場合は、別途各学部学科にて定める規準を充足すること。

3 受講継続の条件

教職課程の受講を継続するには以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 各学部、各学科が定める教職課程受講継続条件を満たしていること。
- (2) 教職課程の受講継続申請を決められた期日までに終えていること。
- (3) 上記の条件を満たしても、以下に該当する場合は、受講継続を許可しない。
 - ① 教師になる意志のない者。
 - ② 学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。

4 受講の取消

教職課程の受講取消は書面をもって行なうこととする。以下にその手順を定める。

- ① 籍を置く学科の教職担当教員（以下「教職担当」とする）と相談する。
- ② 「教職課程受講取消届」を教師教育リサーチセンターで受取る。
- ③ 「教職課程受講取消届」を作成し、教職担当の承認印を受ける。

- ④ 「教職課程受講取消届」を教師教育リサーチセンターに提出する。

5 受講の中止

次に該当する学生は、教職課程の受講を中止する。

- ① 教職課程受講継続条件に抵触した者。
- ② 教師としての資質に問題があると認められる者。ならびに教職課程履修にあたり望ましくない行為があった者。
- ③ 教師になる意志のない者。

6 受講の費用

教職課程を受講するには取得を希望する教育職員免許状に応じて定められた教職課程受講料を各年次の指定された期日までに納入しなければならない。なお、一旦納入された教職課程受講料は、受講の取消ならびに中止、また教職特別講座等の欠席が発生しても、これを返還しない。

7 履修科目

- (1) 教育職員免許状の授与に必要な授業科目および単位数については、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、本学が定めたものとする。
- (2) 受講許可を得た者は、自らの責任において履修登録期間にそのセメスターで履修する科目を登録しなければならない。
- (3) 小学校および中学校の教育職員免許状の授与については、教育職員免許法の特例等に関する法律で「介護等の体験」が義務づけられている。介護等体験については「介護等体験規則」に定める。
- (4) 教育実習については、「教育実習規則」に定める。

8 教育職員免許状の申請

- (1) 教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請ができる。
- (2) 教育職員免許状の申請は個人申請または大学が行なう一括申請による。
- (3) 個人申請については、自己の責任において授与権者（都道府県の教育委員会）に申請する。
- (4) 一括申請については、一括申請ガイダンスに出席し所定の手続きをとることとする。

9 編入生の教職課程受講

編入生の教職課程受講許可、ならびに履修については編入前の単位修得状況などを勘案し、当該学部、学科ごとに指示

する。

び授業運営課で行う。

10 ダブル免許プログラム

ダブル免許プログラムの履修については別に定める。

11 事務主管

教職課程に関する事務は、教師教育リサーチセンターおよ

12 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

介護等体験に関する規則

1 目的

本学通学課程の学生が教育職員免許法の特例等に関する法律の定めにより、介護等の体験を行なう場合について、必要な事項を定める。

2 介護等体験

- (1)介護等体験は、「介護等体験に関する事前指導（含むガイダンス）」、「現場における介護等体験」に分けられ、これらすべてに出席しなければならない。
- (2)介護等体験は、授業科目として単位認定されるものではなく、介護等体験証明書をもって体験したことが証明される。
(教職課程委員会報告事項)

3 条件

現場における介護等体験を行なう者（以下「体験生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

- (1)教職課程の受講許可を受けている者
- (2)指定された期日に健康診断、細菌検査等を受け伝染のおそれのある疾病がないと認められた者
- (3)正常な教育活動・利用者の生活を妨げるおそれのない者
- (4)介護等体験に関する事前指導にすべて出席している者
- (5)指定された期日までに以下の書類を提出している者
- ・介護等体験身上書
 - ・誓約書
 - ・介護等体験希望学生個人票
 - ・介護等体験証明書
 - ・その他学部、学科で指示された課題等

4 時期および期間

- (1)体験年次は2年次とする。ただし、留学等の事由により2年次に行なえない場合は、「留学・研修に伴う介護等体験 年度変更願」を定められた期日までに提出し、許可を受けて体験年次を変更することができる。なお、編入生については3年次で行なう。
- (2)現場における介護等体験（以下「介護等体験」という）の時期については、受入先の特別支援学校および受入先の社会福祉施設（以下「受入先」という）の定めるところとする。
- (3)日数については、特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間を原則とし、1日の時間帯および時間数は受入先の定めるところとする。

5 体験を行なう施設・学校

体験を行なう施設ならびに学校は、教育職員免許法の特例等に関する法律により、文部科学大臣が定めたところとし、

大学を通して一括して依頼する。したがって、自己で開拓することはできない。

6 欠席

- (1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。
- (2)介護等体験を欠席した場合は、「介護等体験欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書等）を添えて、欠席した日から1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出すること。
- (3)病気等欠席の事由が正当と認められた場合、次年度以降に所定の日数の体験をすることとする。なお、費用の納入については別に指示する。

7 体験生の義務

体験生は、以下のことに注意し介護等体験を行なわなければならない。これに違反した場合は、ただちに介護等体験を中止する。また、介護等体験の終了後であってもこのような事実があった場合には、その介護等体験は無効とする場合がある。

- ①体験生は、受入先の校則・規則を守り、教育方針や施設の目的を理解し、受入先の秩序を乱したり、児童、生徒ならびに利用者の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。
- ②体験生は、受入先の校長・施設長・教職員の指示に従わなければならない。
- ③体験生は、教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。
- ④介護等体験により知り得た児童、生徒、施設利用者のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、体験中はもちろん体験後であっても第三者に漏らしてはならない。

8 事後提出物

体験生は、介護等体験終了後、指定された期日までに以下のものを提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、介護等体験証明書は発行されない。

- ①「社会福祉施設における自己評価票」を、社会福祉施設での体験終了後1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出する。なお、提出期日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日までとする。
- ②「介護等体験日誌」は、特別支援学校と社会福祉施設両方の体験が終了後、それぞれの感想文を書いた上で1週間以

内に教師教育リサーチセンターに提出する。なお、提出期日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日までとする。
③その他、受入先から感想文等課題を求められた場合は、受入先が指定した要領で提出する。

9 辞退

介護等体験の辞退は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情で辞退する場合には、「介護等体験辞退届」に所属学科教職担当教員の承認印を受けたのち、教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。

10 介護等体験証明書

(1)体験生の「介護等体験証明書」(以下「証明書」という)は受入先から教師教育リサーチセンターを経由し必要事項

が記入されていることを確認したうえで体験生に返還する。なお、なんらかの事由により受入先から直接「証明書」を体験生が受取った場合は、教師教育リサーチセンターにただちに提出することとする。

(2)証明書は原則再発行しない。

11 事務主管

介護等体験に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

12 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

教育実習に関する規則

1 目的

本学の通学課程の学生が教育職員免許法の定めにより、教育実習を行なう場合について、必要な事項を定める。

2 教育実習

(1)教育実習は、「教育実習に関する事前指導」、「現場における教育実習（以下「実習」という）」および「教育実習に関する事後指導」に分けられ、これらすべてを履修しなければならない。

(2)教育実習は、取得しようとする免許の校種により以下の単位数を修得しなければならない。

幼稚園、小学校、中学校 5単位

高等学校 3単位

なお、校種の異なる免許を複数取得しようとする場合は、別に指示する。

(3)教育実習の単位数については、大学設置基準に則り、本学則に定められた時間数とする。

3 受講条件

実習を行なう者（以下「実習生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

(1)教職課程の受講許可を受けている者。

(2)指定された期日に健康診断等を受け、伝染のおそれのある疾病がないと認められた者。

(3)正常な教育活動を妨げるおそれのない者。

(4)学部・学科が定める受講条件を満たしている者。

(5)教育実習に係る指導（ガイダンス含む）にすべて出席している者。

(6)指定された期日までに「教育実習校登録票・調査書」を提出している者。

4 本実習の時期および期間

実習の時期は幼稚園が6・7セメスター、小学校・中学校・高等学校が7セメスターとする。ただし、小2免許特別プログラムならびに教育学部サブ免許の小学校・中学校・高等学校による実習は8セメスター、幼稚園は6セメスターで行ない、期間については、実習校がこの範囲内において定めたものとする。

5 欠席

(1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。

(2)欠席した場合は、その不足時間数を補わなければならない。

(3)欠席した場合は、「教育実習欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書等）を添えて、欠席した日から1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出すること。

6 教育実習生の義務

実習生は、以下のことに注意し実習を行なわなければならない。これに違反した場合は、ただちに実習を中止する。また、実習終了後であってもこのような事実があった場合には、その実習は無効とする場合がある。

①実習生は、実習校の校則・規則を守り、教育方針を理解し、実習校の秩序を乱したり、児童、生徒の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。

②実習生は、実習先の園長、校長、教頭、ほか教職員の指示に従わなければならない。

③実習生は、教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。

④実習により知り得た児童、生徒、教職員のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、実習中はもちろんのこと、実習後であっても第三者に漏らしてはならない。

7 事後指導等

(1)実習終了後1週間以内に教師教育リサーチセンターに実習終了の報告をし、「教育実習報告書」を受取り、報告書をただちに作成して教育実習指導担当教員の事後指導を受けなければならない。

(2)実習生は、実習終了後ただちに「教育実習日誌」等定められた提出物を実習校に提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、教育実習の単位の認定は行なわない。

8 辞退

教育実習の辞退は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情で辞退する場合には、「教育実習辞退届」に所属学科教職担当教員の承認印を受けたのち、教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。

9 事務主管

教育実習に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

10 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

玉川学園では全学をあげて環境教育と環境保全活動を展開しています。

教職課程受講ガイド

2014

玉川大学 東京都町田市玉川学園6-1-1